

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 公募説明会

令和6年6月11日(火) 10:30-12:00

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の概要

文部科学省 産業連携・地域振興課 拠点形成・地域振興室長
廣野 宏正



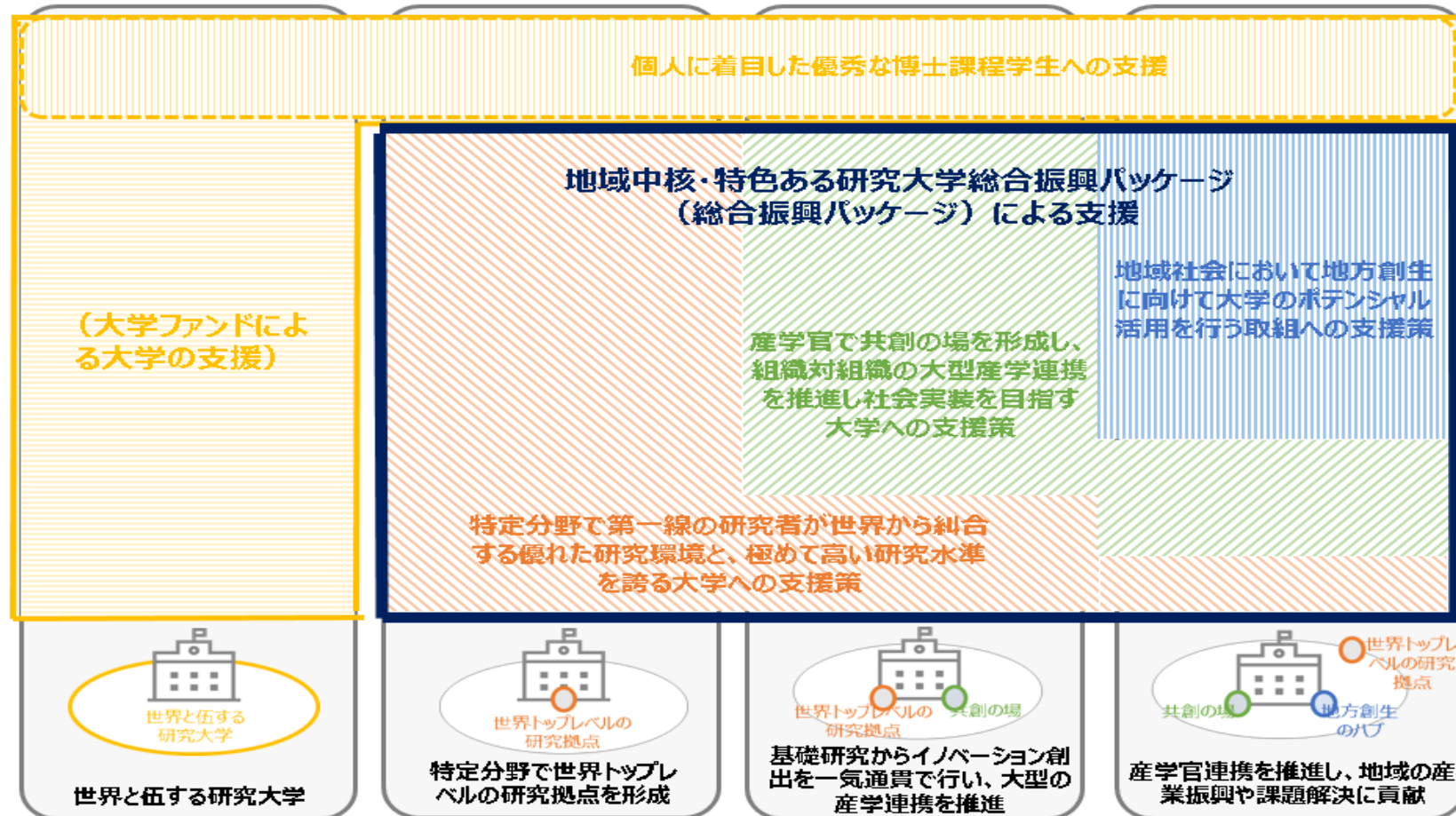
文部科学省

地域中核・特色ある研究大学 総合振興パッケージについて

総合振興パッケージで目指す大学像（総論）

□ 総合振興パッケージの位置づけと目指す大学像

- 研究活動を核とした大学に**求められる機能について**、自らのミッションや特色に応じた**ポートフォリオを描きつつ戦略的に強化し、大学の力を向上**させることで、新たな価値創造の源泉となる**「知」と「人材」**を創出、輩出し続ける大学



(参考) 研究大学とは？

高等教育機関のうち特に、(複数の分野において) 多様な社会で活躍できる博士人材を輩出する機能を持ち大学院教育における研究活動を重視しており、研究基盤を維持し、多くの研究者や博士課程学生が在籍している大学

(参考) カーネギー大学分類：米国カーネギー教育振興財団が出資し設立した、民間の高等教育政策審議機関であるカーネギー高等教育審議会が、高等教育の現状分析と課題析出に資するために作成したものが始まりであり、学位授与数や専攻の多様性等により、Doctoral Universities, Master's Colleges and Universities, Baccalaureate Colleges, Associate's Colleges, Special Focus Institutions 等に大別

総合振興パッケージによる支援全体像

- 大学が、自身の強みや特色を伸ばす戦略的経営を展開することで、ポテンシャルを抜本的に強化（**大学が変わる**）
- 大学が拡張されたポテンシャルを社会との協働により最大限発揮し、主体的に社会貢献に取り組むことで、社会を変革（**社会が変わる**）

地域・社会・ステークホルダー

～地域の社会経済の発展に留まらず、グローバル課題の解決や国内の構造改革・社会変革を牽引～

①大学自身の取組の強化

先端的な取組にドライブをかける支援の仕組み
(大学の強みや特色を伸ばす事業等を通じ、当該事業間での連動を図りながら、強みや特色の更なる発揮を支援。それらを支える体制づくりとも連携。)

社会との協働・対話を通じて、
知の価値に対する投資を呼び込み

人文・社会科学も含めたあらゆる
知識を総合的に活用（総合知）

自治体との連携強化、
府省間の事業連携による
一体的支援

制度改革（特区活用）

地域の産学官ネットワークの
連携強化や座組活用

繋ぐ人材・組織の表彰

③地域社会における大学の
活躍の促進

②繋ぐ仕組みの強化



大学による

強みや特色を伸ばす戦略的経営の展開
(大学のマネジメント改革を促進)

機能強化・拡張

機能強化・拡張

恒常的に大学の強みや特色を伸ばすための体制づくり
(基盤的な活動を支援)

具体的にどのような支援策が使えるのか？

～強みや特色を活かした人材養成や研究成果などのポテンシャルを最大限活かし、地域の主要産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出を牽引し、地方創生に貢献することを主たるミッションとしている大学の場合～

地域・社会・ステークホルダー

～地域の社会経済の発展に留まらず、グローバル課題の解決や国内の構造改革・社会変革を牽引～

①大学自身の取組の強化

先端的な取組にドライブをかける支援の仕組み

【人材育成】

- ✓ 地域社会と連携して既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成したい ⇒ 地域活性化人材育成事業

【研究基盤の強化】

- ✓ 分野・組織の枠を超えた新しい学際研究領域のネットワーク（共同利用・共同研究体制）を形成・開拓したい ⇒ 共同利用・共同研究システム形成事業

【社会実装】

- ✓ 大学が持つポテンシャルを活かして、未来のありたい地域社会像の達成に向けて、産学官による研究開発・社会実装を進めたい ⇒ 共創の場形成支援

- ✓ 首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組みたい ⇒ 地方大学・地域産業創生交付金事業

【経営力強化】

- ✓ 強みや特色ある研究力を核とし、大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張・戦略的活用を図りたい ⇒ 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

③地域社会における大学の活躍の促進

自治体との連携強化、府省間の事業連携による一体的支援

- ✓ 自治体や社会実装を担う官庁のニーズに応え、地域の課題解決を主体的に進めるために、学内の体制強化を図りたい ⇒ 地域中核大学イノベーション創出環境強化事業
- ✓ 高度な農業関連技術の開発・改良・実証を行い、生産現場のスマート化に活かしたい ⇒ スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト（地域中核大学と民間事業者等がコンソーシアムを組んで申請）
- ✓ 産学金官連携の下、地域密着事業を立ち上げることに貢献したい ⇒ ローカル10,000プロジェクト（自治体が申請主体）

制度改革（特区活用）

- ✓ 大学が所有する土地等を活用して、民間企業による研究開発成果の社会実装をいち早く進めたい ⇒ 構造改革特区へ申請

地域の産学官ネットワークの連携強化や座組活用

繋ぐ人材・組織の表彰

②繋ぐ仕組みの強化

社会との協働・対話を通じて、
知の価値に対する投資を呼び込み

人文・社会科学も含めたあらゆる
知を総合的に活用（総合知）



大学による

強みや特色を伸ばす戦略的経営の展開
（大学のマネジメント改革を促進）

機能強化・拡張

機能強化・拡張

恒常的に大学の強みや特色を伸ばすための体制づくり（基盤的な活動を支援）

⇒ ミッションの実現を下支えするとともに、加速を後押しする基盤的経費

総合振興パッケージで目指す大学像（各論：研究活動と高度人材育成）

総合振興パッケージで目指す大学が保持・強化することが期待される、研究活動に係る機能と、それに連動した高度人材育成に係る機能とを、ストークスの4象限※を参考にして、『卓越性』と『地域/社会貢献』の観点から、3つの要素に分解して、それぞれの機能強化により目指す方向性を整理
(分類は便宜的なものであり、それぞれの機能は、独立ではなく連動することで総合知として発揮されることに留意)

※Donald E. Stokes, *Pasteur's Quadrant – Basic Science and Technological Innovation*, Brookings Institution Press, 1997

(象限毎に機能を分類したものであり、それぞれの象限に優劣はない)

世界的
卓越性を
追求

世界的
卓越性は
副次的

地域/社会貢献
は副次的

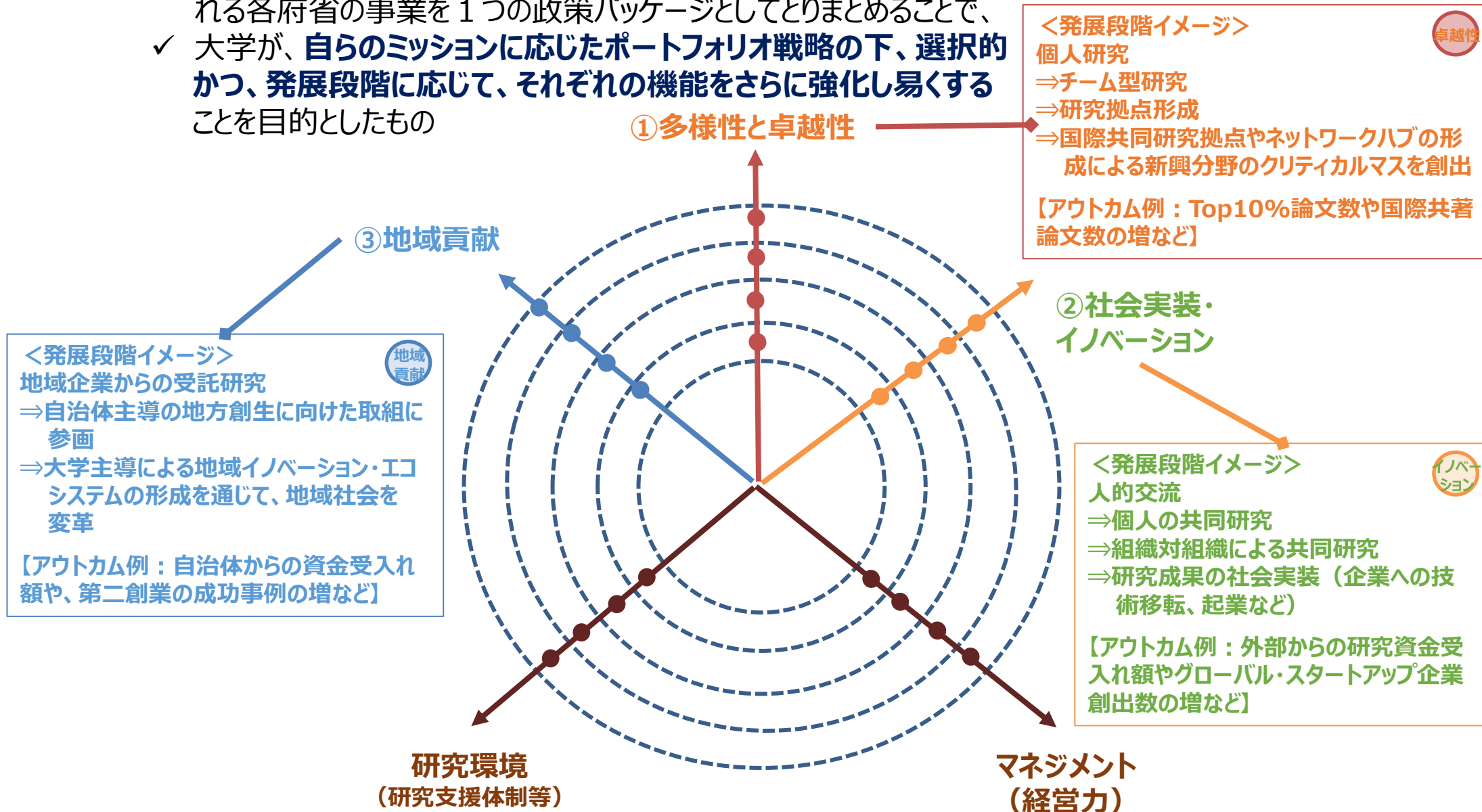
地域/社会貢献
を追求

- ① **【研究】学術研究の多様性と卓越性を発展させる機能**
 - …継承・発展すべき学術領域の多様性を維持しつつ、強みを持つ特定領域の卓越性を極め、同領域における国際的なプレゼンス向上を目指す**【人材】多様な専攻の博士課程を通じて、将来アカデミアを含めて社会で広く活躍し次代を切り拓く人材を養成する機能**
 - …深い専門性を涵養し、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行し、ブレークスルーをもたらすことができる人材の輩出を目指す
- ② **【研究】地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能**
 - …強みを持つ分野における産業界との大型共同研究や、グローバル・スタートアップ企業創出等により、大学の知の価値の最大化を目指す**【人材】イノベーション創出を担う人材を養成する機能**
 - …技術シーズを社会的インパクトのあるビジネスに繋ぐ人材や、自ら枠を超えて行動を起こし、革新的なアイデアや独自性で新たな価値を生み出していく人材など、イノベーション創出に不可欠な人材の育成を目指す
- ③ **【研究】地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能**
 - …地域企業の事業再生や地域の新産業創出など、地方創生に向けて地域社会が抱える課題解決を目指す**【人材】地域の中核となる知の拠点として、地域ニーズに対応した人材を養成する機能**
 - …地域の成長産業の担い手の輩出や、地域ニーズに対応したリカレント教育、社会人のリスキリングを通じた専門人材の育成を目指す

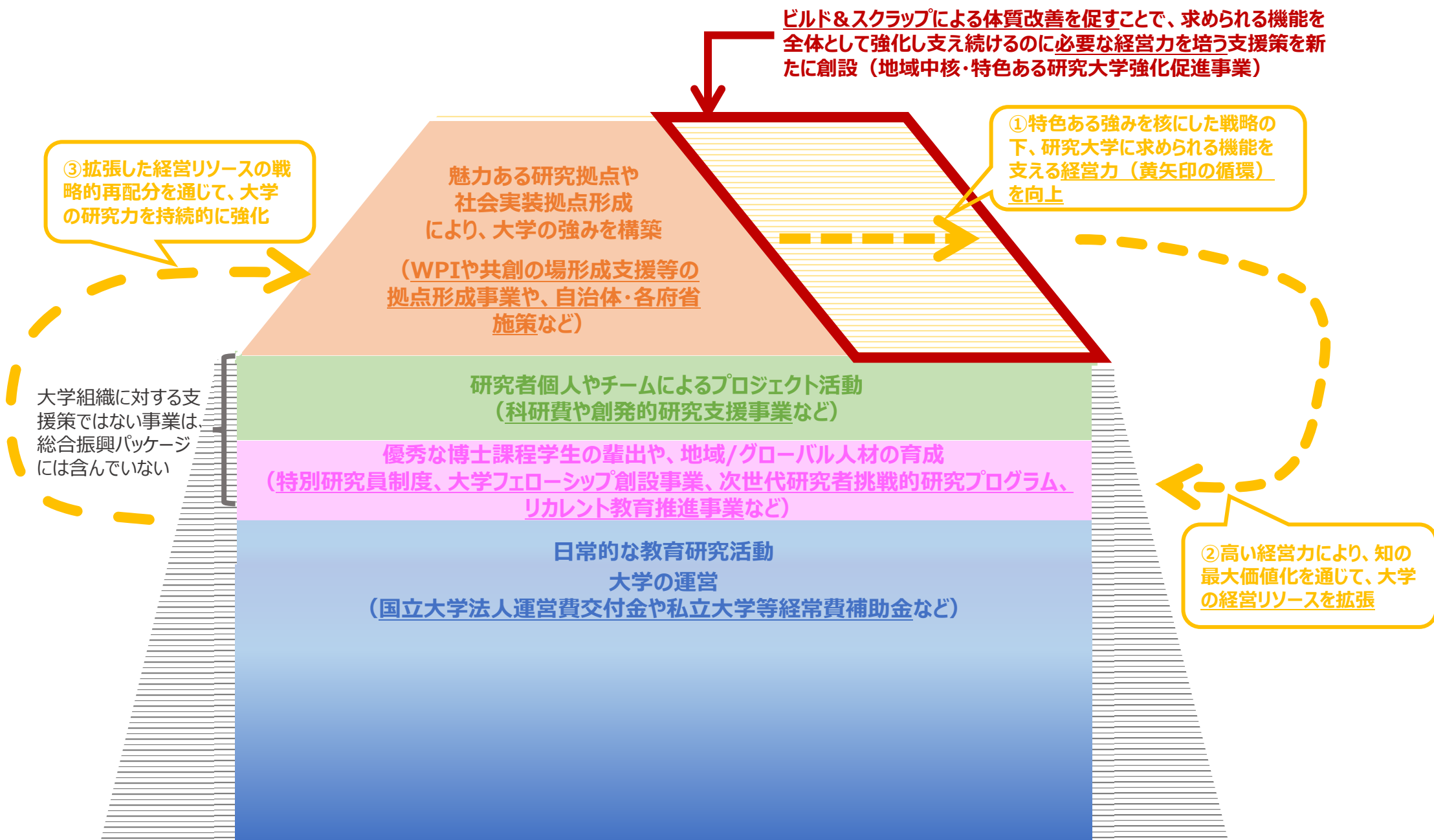
総合振興パッケージの目的

□ 総合振興パッケージは、

- ✓ 研究活動を核として大学の力を向上させる際に求められる『機能』の観点から、**目指す大学像に向けて大学自身の立ち位置を振り返る「羅針盤」の基本的な考え方**を示しつつ、重層的に展開される各府省の事業を1つの政策パッケージとしてとりまとめることで、
- ✓ 大学が、**自らのミッションに応じたポートフォリオ戦略の下、選択的かつ、発展段階に応じて、それぞれの機能をさらに強化し易くする**ことを目的としたもの



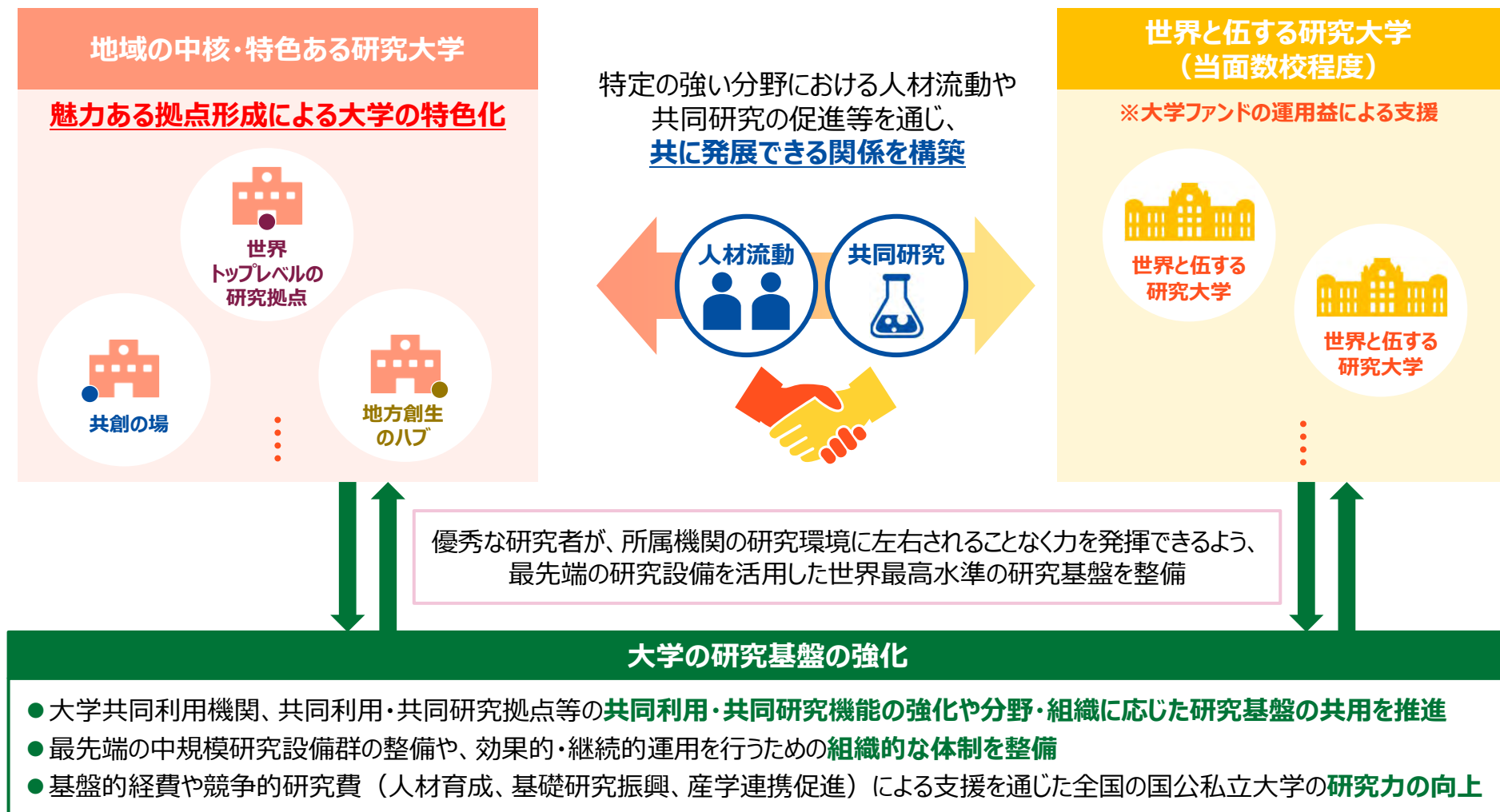
研究活動を核とした「大学の力」の最大化を支える主な施策の構造イメージ



特色ある強みを持ち、成長する研究大学群の形成に向けて

大学ファンド支援対象大学とそれ以外の大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展していくためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野において魅力的な拠点を形成し、それを核に大学の活動を拡張するモデルの横展開と発展が必要。

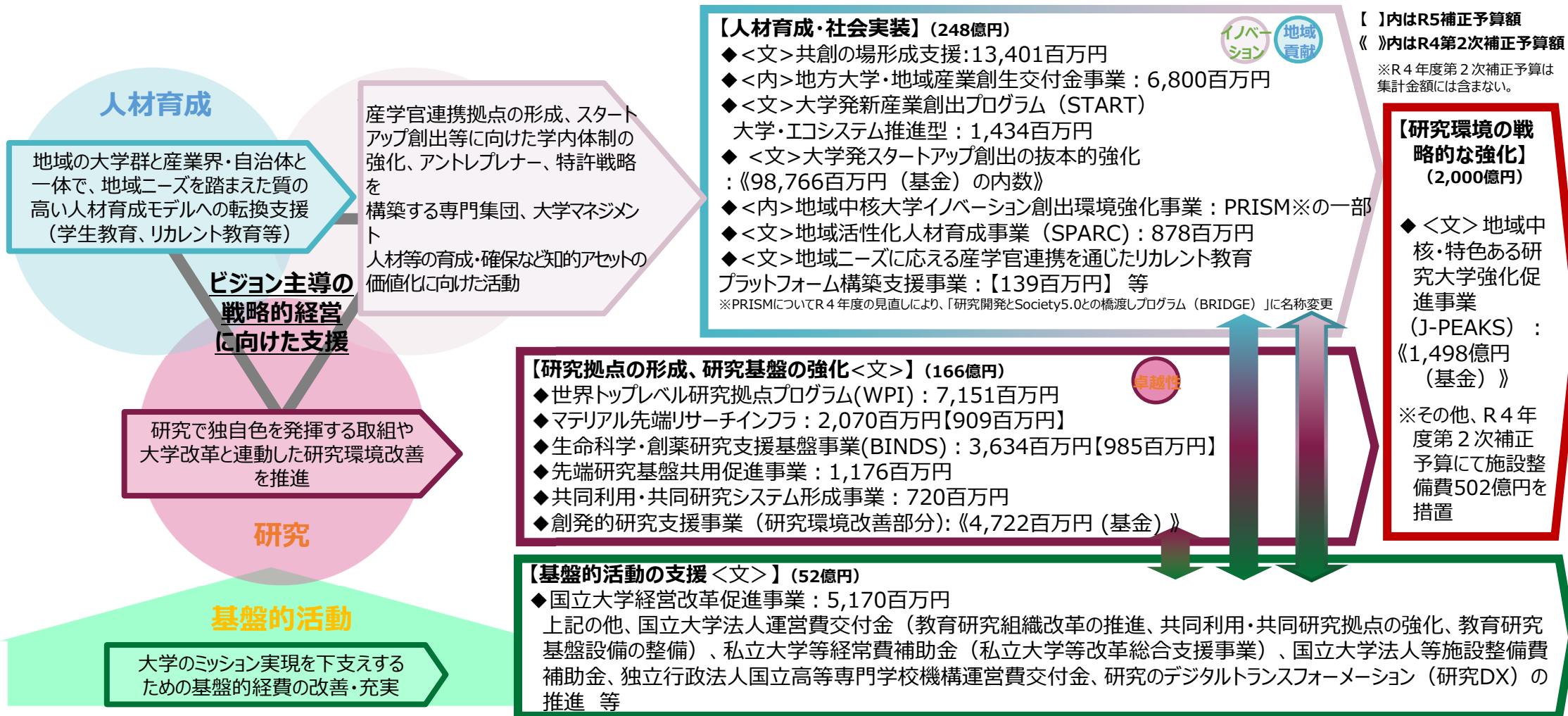
日本全体の研究力発展を牽引する研究システムを構築



大学自身の取組の強化

令和6年度政府予算 446億円
令和5年度補正予算額 20億円
(令和5年度予算額 442億円)

- 「グローバルな課題への対応」と「国内の社会構造の改革」に向けて、「**知と人材の集積拠点**」である**多様な大学等の力を伸ばし、活躍を促進**
- 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、**地域中核・特色ある大学が強みを最大限に活かし、発展**できるよう、**大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的経営の実現**を推進



これらの支援による大学の取組について、大学のミッションに基づくビジョンの実現に向けた位置づけと進捗を事業間で共有し、伴走支援する仕組みを構築。中でも、社会実装を志向し成果を上げているポテンシャルの高い取組は関係府省と連携し、大学の価値創造を社会発展・変革に転換。

地域中核・特色ある研究大学 強化促進事業等について

【目指す姿】

- 我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のため、地域中核・特色ある研究大学に対し、強みや特色ある研究力を核とした戦略的経営の下、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要な環境構築の取組を支援

【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】

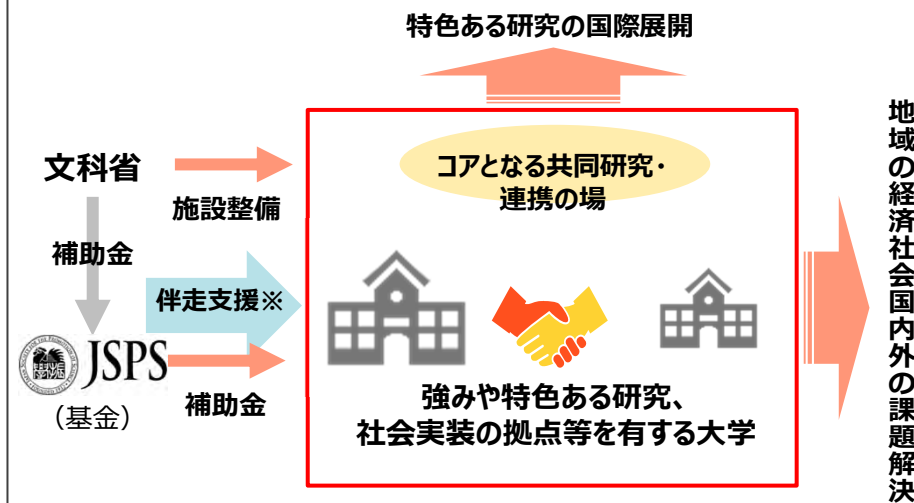
1,498億円

- 事業期間：令和5年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 単価・件数：5億円程度/年・件×最大25件程度 ※別途、設備整備費（30億円程度/件）
- 支援対象：国公立大学
- 支援内容：研究戦略の企画や実行に必要な体制整備等や設備等研究環境の高度化を支援
- スケジュール：公募（5月26日～7月26日）
採択大学の決定（予定）（12月下旬）
- 5年度目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）

【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】

502億円

- 単価・件数：平均20億円程度×25件程度
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に同じ）
研究力の向上戦略の下、大学間の連携等を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、研究力を活かして国内外の社会課題解決やスタートアップを含めた新産業創出などのイノベーション創出に必要な施設の整備を支援



地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の実施体制

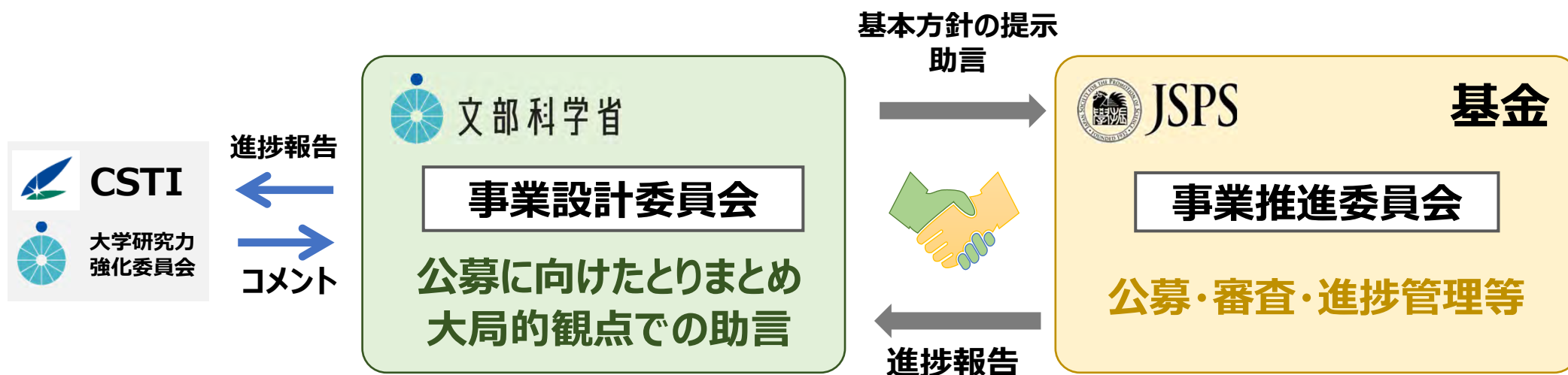
■文科省：事業設計委員会を設置

- 役割：本事業の基本的な方針や公募要領に盛り込む事項等について議論の上、文部科学大臣決定として4月14日にとりまとめた。

■JSPS：事業推進委員会を設置

- 役割：公募・審査・進捗管理等を実施。その際、定期的に事業設計委員会に報告する。

→文科省事業設計委員会とJSPS事業推進委員会は、上記役割分担のもと、緊密に連携、大学への伴走支援を行う。



※本省で直接執行する「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」にも先んじて活用

参考

地域中核・特色ある研究大学の連携による 産学官連携・共同研究の施設整備事業 採択状況

1. 公募結果

公募期間：令和5年2月17日（金）～3月17日（金）

採択件数：**30 件**（提案件数：56 件）

2. 審査方法

外部有識者により構成される事業審査委員会による書面審査、面接審査（一部の大学）の結果を踏まえ採択候補を選出。

3. 審査内容

- ①研究力の向上戦略の骨子（研究力が向上した 10 年後の大学像、そこに至るまでの過程）
- ②整備する施設の内容（戦略の実現に対する効果、整備計画の妥当性等）

地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業 採択大学一覧（1/2）

国/公/私	提案大学（連携大学※） 参画機関※	
国立大学 （22）	弘前大学 京都大学／東京大学／九州大学／京都府立医科大学／名城大学／和歌山県立医科大学／静岡社会健康医学大学院大学／名城大学	豊橋技術科学大学（静岡大学） 東京工業大学／名古屋大学
	山形大学 東北大学／会津大学	滋賀大学（滋賀医科大学／京都女子大学／京都橘大学） 情報・システム研究機構／一橋大学 ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター／京都大学 データ科学イノベーション教育研究センター／大阪大学 数理・データ科学教育研究センター／滋賀県立大学／長浜バイオ大学／国立教育政策研究所 教育データサイエンスセンター
	千葉大学 東京大学／筑波大学／東京理科大学 生命医科学研究所／理化学研究所／Center for Microbiome Innovation, University of California San Diego	神戸大学 広島大学／理化学研究所
	東京農工大学（電気通信大学） 東京外国語大学	島根大学 東北大学／秋田大学
	東京芸術大学（香川大学） 東京大学／東京医科歯科大学／東京工業大学	岡山大学 東京大学／理化学研究所
	新潟大学 東京大学／東北大学／量子科学技術研究開発機構	広島大学 神戸大学／東北大学／Arizona State University
	長岡技術科学大学 豊橋技術科学大学／国立高等専門学校機構／東京工業大学／大阪公立大学／会津大学／新潟薬科大学／産業技術総合研究所 生命工学領域／理化学研究所 バイオリソース研究センター／The University of Manchester, Faculty of Biology, Medicine and Health／University of Bristol, School of Chemistry	愛媛大学（高知大学）
	金沢大学 東京大学／北陸先端科学技術大学院大学	九州工業大学 東京工業大学／長崎大学／情報通信研究機構／海洋研究開発機構／宇宙航空研究開発機構
	山梨大学 信州大学	長崎大学（宮崎大学／鹿児島大学）
	信州大学 山梨大学	熊本大学 九州大学
	浜松医科大学 静岡大学／豊橋技術科学大学／静岡理工科大学／光産業創成大学院大学	総合研究大学院大学（高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所・物質構造科学研究所・加速器研究施設・共通基盤研究施設） 新潟大学／岡山大学

地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業 採択大学一覧（2/2）

国/公/私	提案大学（連携大学※） 参画機関※
公立大学 （2）	横浜市立大学 神奈川大学／神奈川県立保健福祉大学／関東学院大学／慶應義塾大学 SFC研究所／慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科／横浜国立大学
	大阪公立大学 東北大学
私立大学 （6）	自治医科大学
	慶應義塾大学 沖縄科学技術大学院大学
	順天堂大学（山梨大学）
	藤田医科大学（浜松医科大学） 自然科学研究機構 生理学研究所・基礎生物学研究所・分子科学研究所・生命創成探究センター
	立命館大学 東京大学／順天堂大学／滋賀大学／滋賀医科大学／大阪体育大学／産業技術総合研究所／国立長寿医療研究センター／自然科学研究機構 生理学研究所
	沖縄科学技術大学院大学 慶應義塾大学／琉球大学／沖縄工業高等専門学校／沖縄県立芸術大学／東京大学／京都大学／東北大学／大阪大学／九州大学／東京工業大学／筑波大学／一橋大学／ 理化学研究所／Harvard University／Stanford University／Massachusetts Institute of Technology／University of Oxford／University of Cambridge／ University of California San Diego／University of Hawaii／James Cook University／Sorbonne Université／Ecole Pratique des Hautes Etudes／ Centre national de la recherche scientifique／Max Planck Institute for Brain Research／Max Planck Institute for Polymer Research／ Weizmann Institute of Science／Catalan Institute of Nanoscience and Nanotechnology

※連携機関のうち、括弧内は施設整備支援が行われる「連携大学」、小文字はその他「参画機関」。
提案大学：30（国立22、公立2、私立6） 連携大学:11（国立9、私立2） 総計：39

今後に向けての「地域中核・特色ある研究大学の連携による 産学官連携・共同研究の施設整備事業」事業審査委員会の総評①

- 本事業では、「研究力の向上戦略の実現可能性や優位性・発展性」、及び「施設の整備内容の有効性や妥当性等」の双方の観点から審査を行った結果に基づく相対評価により、採択大学を決定しました。
- 本事業では、研究力の向上戦略に関して意欲的な内容を含む申請が見られるものの、戦略やそれを実行するための取組について、解像度を高めたり、具体化を進めたりといった深掘りした検討が必要と考えられる内容を含む申請も多くありました。
- 日本の研究力をけん引する研究大学群の一翼を担っていただくうえで、**それぞれの大学が有する研究力の特色や強みを踏まえた大胆かつ実効的な改革によって、学内の他の組織等に研究力強化の効果を波及させる取組が必要**と認識しています。
- 本事業に申請した全ての大学においては、今後公募予定の「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」（以下「基金事業」という）の申請に向けて、本委員会の総評及び個別のコメント等も踏まえつつ、**日本の研究力をけん引する研究大学群の一翼を担っていくということ意識して、更なる高みを目指して研究力の向上戦略の深掘りを進めてください。**
- なお、**採択された大学においては、基金事業の申請にあたって、整備する施設との相乗効果を生むことを目指した提案を立案することも期待します。**また、施設の整備計画の実施に当たり、文部科学省には、その進捗を注視しつつ適時適切にサポートすることを求めます。
- そのほか、研究力の向上戦略の検討・策定や、その戦略を実行するための取組の推進にあたっては、以下の事項も十分に留意してください。

今後に向けての「地域中核・特色ある研究大学の連携による 産学官連携・共同研究の施設整備事業」事業審査委員会の総評②

- 当委員会としては、これらの事業も活用しながら、日本を代表する地域中核・特色ある研究大学へと発展していただくことを期待します。

① 戦略の検討にあたって

- 日本の研究力をけん引する研究大学群の一翼を担っていくことを意識して、これまでの研究拠点の活動で何ができて何ができないかを分析したうえで、十分な研究規模や実績を有する研究拠点の強みや特色を核とした取組の更なる発展や、学内や社会に新たな展開をもたらすために、どのような研究力の強化策が必要かの深堀りをする
- 強化したい研究分野や社会実装を目指すテーマにおけるベンチマークを明確化するとともに、強みが見える指標のみを自大学の都合に合わせて選択的に抽出するのではなく、客観的かつ多面的なアウトプット・アウトカム指標から徹底的に研究力を分析し、機能ごとにその実現に向けたロードマップ及びマイルストーンを設けること。その中で、研究者・研究支援者等の育成・採用・獲得戦略の検討にあたっては、時間軸や人数等の定量的な内容を含めるとともに、その環境を持続できるよう、維持・向上させるための仕組みの検討も行うこと
- 大学において地域課題解決を目指す場合、地域の課題が何で、その中で優先的に取り組むべき事項を把握したうえで、研究拠点の強みや特色をベースに地方自治体等との実効的な連携を通じた戦略を立案すること

今後に向けての「地域中核・特色ある研究大学の連携による 産学官連携・共同研究の施設整備事業」事業審査委員会の総評③

② 戦略の策定、及び戦略を実行するための取組の推進にあたって

- コアとなる研究者やそれを取り巻く研究の厚み、これらを活かすガバナンスを通じて、根拠ある10 年程度先の将来予測の下に目指すべき大学ビジョンを描き、そこからのバックキャストにより、更なる研究の質の維持・発展や外部資金の獲得、卓越した研究者及び支援人材の獲得等が可能となる戦略を立て、戦略を実行するための取組を推進していくこと
- 特定の研究分野やセンターのみを中心とした研究力強化策だけでなく、これらの分野を強化しながら、他分野や学内の他部門への成果の拡張、若手人材の育成など波及効果を期待できる戦略を立て、戦略を実行するための取組を推進していくこと
(例：強みのある分野と他分野の融合研究の推進や強みのある分野での教員の人事・採用戦略の横展開等)
- 大学間連携を行う場合には、大学ごとに何を強化するために、学内に何が不足していて、それをどこと連携してどう補うと、どう強くなれるかといった明確な戦略性のもと、他機関との連携等を通じて自大学の強みを更に発展させることが必要であり、単なる他機関との共同研究の推進でなく、戦略性や一定の規模感を備えた連携効果が高い方策を立て、戦略を実行するための取組を推進していくこと

以上

※記載内容は提案大学から提出された申請調書を基に記載

国/公/私	提案大学（連携大学※） 参画機関※	
国立大学 (9)	北海道大学 The University of Melbourne／University of Massachusetts Amherst／北海道立総合研究機構／室蘭工業大学／小樽商科大学／帯広畜産大学／北見工業大学	フィールドサイエンスを基盤とした地球環境を再生する新たな持続的食料生産システムの構築と展開
	千葉大学★ 東京大学／筑波大学／東京理科大学 生命医科学研究所／理化学研究所／量子科学技術研究開発機構／University of California San Diego, Center for Mucosal Immunology／University of California San Diego, Allergy and Vaccine／University of California San Diego, Center for Microbiome Innovation	免疫学・ワクチン学研究等を戦略的に強化し、成果の社会実装に繋げるとともに、取組を学内に横展開する
	東京農工大学★（電気通信大学／東京外国語大学） University of Hawai'i at Mānoa／The University of Queensland	西東京の三大学が食とエネルギー研究を海外展開し、国際イノベーション創出するための研究力強化を推進する
	東京芸術大学★（香川大学） 東京大学／東京医科歯科大学／東京工業大学	アートと科学技術による「心の豊かさ」を根幹としたイノベーション創出と地域に根差した課題解決の広域展開
	金沢大学★（北陸先端科学技術大学院大学） 東京大学	予測不可能な時代の社会変革を主導する文理医融合による非連続的なイノベーションを起こす世界的拠点の形成
	信州大学★ 山梨大学／東京大学／名古屋大学／東京理科大学／ダルエスサラーム大学／ネルソン・マンデラアフリカ科学技術大学／エルドレッド大学／チュラロンコン大学／モンクット王工科大学ラートクラバン校／ヴェトナム国家大学／北京化工大学／サウジアラビア海水淡水化公社	水関連先鋭研究を核に、研究の卓越性、イノベーション創出、地域貢献を三本の矢として一体推進する
	神戸大学★（広島大学） 大阪大学／理化学研究所／The University of Manchester／Université de Toulouse／The University of Illinois at Urbana-Champaign／National University of Singapore／The University of Texas at Austin	バイオものづくりの卓越した基礎研究と社会実装の両輪で世界をリードするイノベーションを継続的に創出
	岡山大学★ 筑波大学／東京大学／東京工業大学／山梨大学／大阪大学／山口大学／理化学研究所／自然科学研究機構／津山工業高等専門学校	地域と地球の未来を共創し、世界の革新の中核となる研究大学 ～持続可能な社会を実現させる 10 年構想～
	広島大学★（神戸大学） 東北大学／東京医科歯科大学／東京工業大学／豊橋技術科学大学／高エネルギー加速器研究機構／アリゾナ州立大学／パデュー大学	放射光による物質の見える化技術を核とした半導体・超物質及びバイオ領域融合型産業集積エコシステムの実現

※連携機関のうち、括弧内は「連携大学」（本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る大学）、小文字はその他「参画機関」

※★印は地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業の採択大学

※記載内容は提案大学から提出された申請調書を基に記載

国/公/私	提案大学（連携大学※） 参画機関※	
公立大学 (1)	大阪公立大学★（長岡技術科学大学） 東北大学／奈良女子大学／徳島大学／大阪公立大学工業高等専門学校／ニューメキシコ大学／ブラウン大学／王立ブノンペン大学／国立台南大学／バンヤピワット経営大学	イノベーションアカデミー事業の推進によるマルチスケールシンクタンク機能を備えた成熟都市創造拠点の構築
私立大学 (2)	慶應義塾大学★（沖縄科学技術大学院大学） King's College London／University of Cologne／Yonsei University／Northwestern University	智徳の協働で、多様な研究拠点を生み出し育む「土壌」を醸成し、比類なき研究で未来のコモンセンスをつくる
	沖縄科学技術大学院大学★（慶應義塾大学、琉球大学） 東京大学／東北大学／大阪大学／九州大学／理化学研究所／University of Cambridge／Max Planck Institute／Stanford University／Scripps Institution of Oceanography, UC San Diego／University of Hawaii／Centre national de la recherche scientifique／Chalmers University of Technology／University of Oxford	【OIST-neXus戦略】国際卓越性追求、破壊的イノベーション創出、沖縄振興、ゲートウェイ機能強化

※連携機関のうち、括弧内は「連携大学」（本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る大学）、小文字はその他「参画機関」

※★印は地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業の採択大学

採択大学：12（国立9、公立1、私立2）

令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の審査における地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会の総評①

令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の申請において、69の大学が意欲的な提案を提出されたことに対し本委員会として心より敬意を表します。

各大学からの提案では、大学が自らの課題に真摯に向き合いつつ、10年後に目指す姿を構想し、それに向けて強化が必要な研究分野や社会実装を目指すテーマを見出した上で、研究力の向上戦略とそれを実現するための計画が構想されていました。

その中でも特に採択大学については、主に、以下の点について総合的に勘案し、高く評価しました。10年後には、これらの大学が世界の中で輝く大学となることを期待します。

- ① 客観的かつ多面的なアウトプット・アウトカム指標から大学の研究力を十分に分析していること
- ② 戦略の実現に向けて学長を中心とした取組が着実に実施されるよう、大胆かつ実効的な計画やロードマップを設けていること
- ③ 改革について大学全体への波及効果を期待できること
- ④ 地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能や体制が整備されていること
- ⑤ 地域社会との実効的な連携の下で地域課題解決に貢献する計画となっていること
- ⑥ 他機関との効果的な連携等を通じて自大学の強みを更に発展させる戦略となっていること
- ⑦ 戦略の推進に必要なガバナンス体制が整備されていること

令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の審査における地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会の総評②

なお、意欲的な取組が多いがゆえに困難な道のりとなることも考えられます。文部科学省及び日本学術振興会には、外部有識者の知見も活用しつつ、各大学の主体的な取組を尊重した、大学に寄りそった支援を求めます。

不採択大学についても、学長を中心に全学的な戦略の検討を行い、本事業に対し、意欲的な提案を申請されたことは大いに評価しています。しかしながら、戦略やそれを実行するための計画については、その解像度を高めたり、具体化を進めたりするための掘り下げた検討が必要と考えられ、今回の採択の水準には達していないと判断しました。

これらの大学も含め、次回の公募に向けた研究力の向上戦略等の検討にあたっては、今後公表される採択大学の取組内容等も参考にして、より一層の検討を求めます。

本委員会としては、今年度採択された大学が日本を代表する地域中核・特色ある研究大学へと発展されることを強く期待します。また、次回公募においても、日本の研究力をけん引する研究大学群の一翼を担おうとする多くの大学から意欲的な提案がなされることを希望します。

大学知財ガバナンスガイドライン

- ガイドラインの概要、現状と課題、今後の予定 -

内閣府知的財産戦略推進事務局

令和6年6月11日

大学知財ガバナンスガイドライン

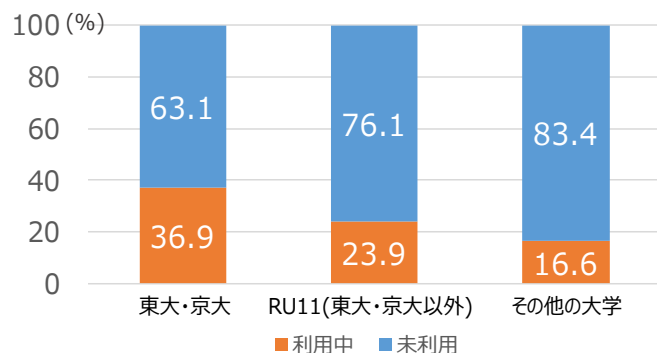
課題認識

- ①スタートアップによる大学の最先端の研究成果のスピーディーな社会実装に向けた環境整備が必要。
- ②大学が研究成果の社会実装機会最大化を図るための環境整備が必要。

大学の知財マネジメントの課題例と解決方策

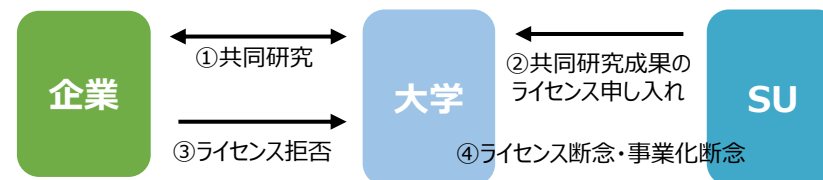
- 大学が共有特許をスタートアップ（SU）にライセンスするには企業の同意が必要。同意が得られない場合、研究成果が社会実装されない。
 - 共同研究先の企業が、一定期間内に、具体的な目標を正当な理由なく達成しない場合、大学の判断で第三者に実施許諾することができる旨事前に合意。
- SUが大学からライセンスを受ける際の対価支払に、SUの株式・新株予約権が十分に活用できていない。
 - 大学は、適切と判断する事案につき、ライセンス対価としてSUの株式・新株予約権を選択肢として積極的に検討。

大学保有特許の利用状況



文部科学省「大学等における産学連携に関する調査」（令和2年度）に基づき、内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

課題事例



- ・ 特許法上、他の共有者の同意を得なければ、各共有者は、第三者に通常実施権を許諾することができない。
- ・ 共同研究先の企業がライセンス拒否したことでSUは事業化断念。研究成果が社会実装されない結果に。

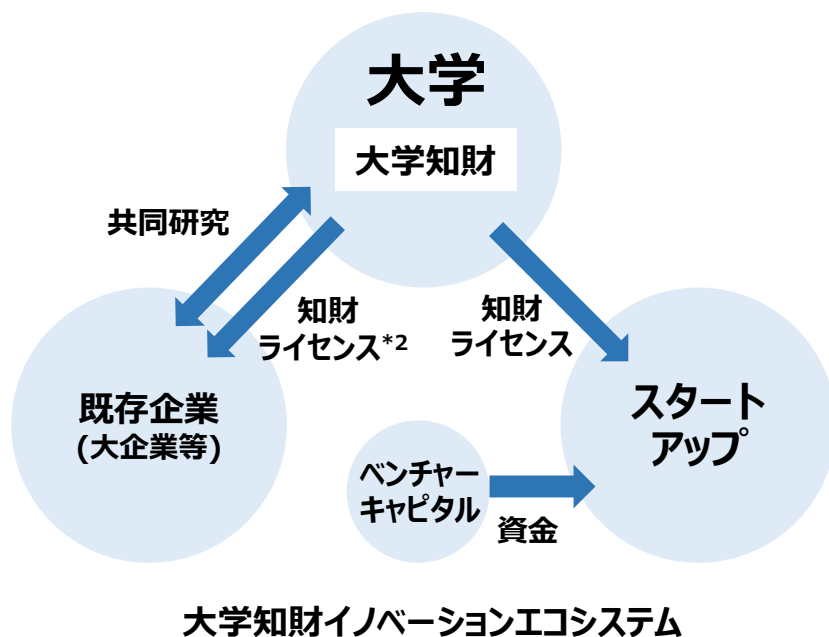
上記に加えて、特許の質の管理、知財マネジメントの体制、人材スペック、予算確保等、大学の知財ガバナンス向上に必要な事項を示す、「大学知財ガバナンスガイドライン」を2023年3月に内閣府・文部科学省・経済産業省が策定・公表。

施策の方向性

「大学知財ガバナンスガイドライン」を、「産学官連携ガイドライン」の附属資料として位置づけたこと等に伴い、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制等の整備を要件としている国際卓越研究大学制度との連携や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。

大学知財ガバナンスガイドラインの狙い

大学・スタートアップ・ベンチャーキャピタル・既存企業（大企業等）のステークホルダーとの協調関係の下、
大学知財イノベーションエコシステム（下図）を活用し、大学知財^{*1}の**社会実装機会の最大化**及び**資金の好循環**を図る



- 大学知財イノベーションエコシステムを発展させて大学知財の社会実装機会の最大化を図るためには、各ステークホルダーが、大学知財の社会実装に向けて各々果たすべき役割について、他のステークホルダーと説明責任を果たし合う関係を構築することが鍵。
- 大学知財は、大学知財イノベーションエコシステム全体で社会実装機会の最大化、ひいては、社会的・経済的価値の最大化が図られるように取り扱われることが望ましい。
- 大学は、自らの経済的価値のみを最優先としないからこそ、ステークホルダーとの協調関係を構築し、大学知財の社会実装機会の最大化を目指す役割を果たすことができる。

^{*1} 大学が創出した研究成果のうち、大学知財イノベーションエコシステムのステークホルダーとの協調関係の下で社会実装を目指す知的財産。大学単独保有のものと、大学と既存企業との共有のものを含む。

^{*2} 大学単独保有の大学知財を既存企業が実施する場合。

本ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（以下、「産学官連携ガイドライン」という。）及び「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（以下、「産学官連携ガイドライン【追補版】」という。）で示された考え方を踏まえ、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要となる、大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方を示すものである。
- 本ガイドラインは、産学官連携ガイドライン及び産学官連携ガイドライン【追補版】の附属資料であり、これらと一体として大学において活用されることが期待される。

大学知財ガバナンスガイドラインの全体構成

大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環に向けての課題解決策を以下の構成で整理

①知財ガバナンスの方針策定

3章

- 大学財産に関する基本的な考え方の整理
- ステークホルダーに対するインセンティブ施策等

②知財マネジメントのプロセス管理

4章

- マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント
- 共同研究における大学知財の権利帰属と実施権限
- スタートアップへのライセンスの考え方
- 特許の質の管理

③体制構築

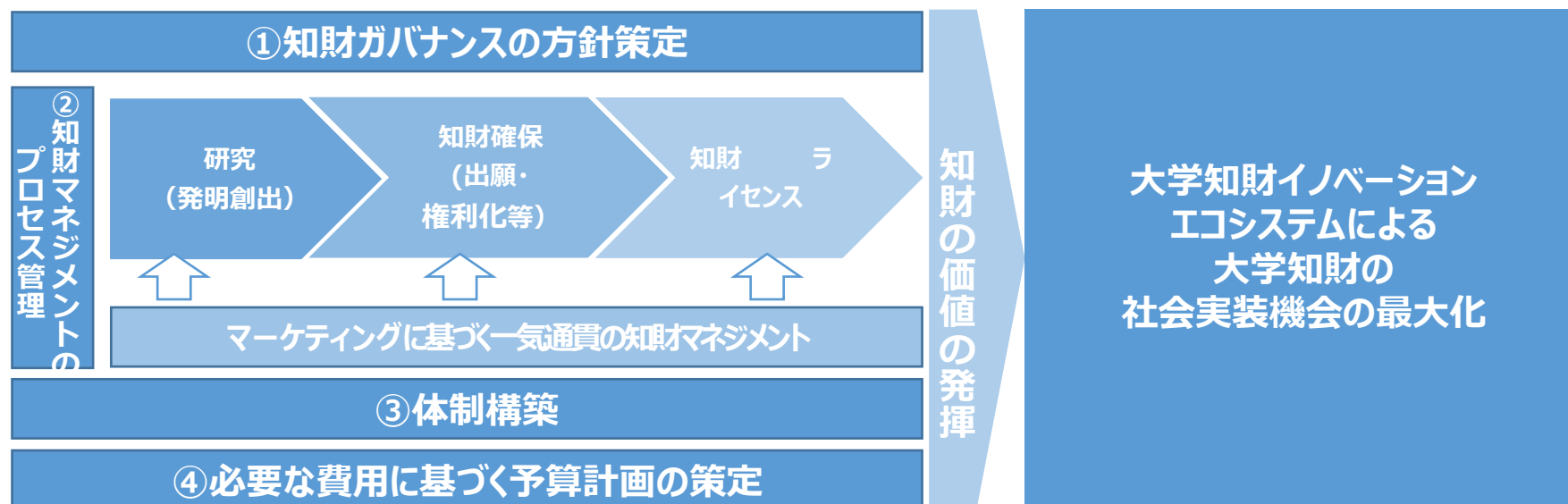
5章

- 上記①及び②を実現するための知財ガバナンス体制の構築

④必要な費用に基づく予算計画の策定

6章

- 上記①から③を実現するための予算計画策定



プリンシプル* 2－1 マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント

○ 大学は、大学知財イノベーションエコシステムを活用して、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を図るための、マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント、すなわち、①ネットワーキング、②研究、③知財確保、④知財ライセンス、⑤事業化支援、⑥権利行使、を実施すること。

ただし、①②のプロセスについては、社会実装を直接の目的としない研究に関しては一貫通貫の知財マネジメントの対象外。

- ・ 社会実装機会の最大化及び資金の好循環は、知財確保や知財ライセンスのみ（狭義の知財マネジメント）では達成することは難しい。研究成果の事業化の担い手となる企業、大学知財の社会実装につながらないためである。
- ・ これを解決するため、大学は、大学知財イノベーションエコシステム全体で、①ネットワーキング、②研究、③知財確保、④知財ライセンス、⑤事業化支援、⑥権利行使、の一連のプロセスが適切に連動した、マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメントを実行する必要がある。大学は、大学知財イノベーションエコシステムのステークホルダーとともに連携できるようマーケティングを欠かさず、必要な場合には、ステークホルダーとともに、マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメントを実行することが重要である。

① ネットワーキング	② 研究	③ 知財確保	④ 知財ライセンス	⑤ 事業化支援	⑥ 権利行使
マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント					
	論文や特許による大学の強み分野把握、共同研究先候補の探索と営業等				
	把握した大学の強み分野等を踏まえた研究分野の設定・強化、出願・権利化等				
	事業化を想定した研究の実施、事業やビジネスモデルを想定した知財の確保等（出願明細書作成・権利化、事業化に必要な実験データの取得、研究成果の保全等）				
	ライセンス先やライセンス先候補、スタートアップの事業計画・ビジネスモデルを評価するベンチャーキャピタルと連携した事業に資する知財の確保、事業化に向けたライセンス先への支援等				

マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント

*プリンシプル：本ガイドラインでは、大学が大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に知財マネジメントプロセスの整備及び知財ガバナンスを構築するにあたって必要と考えられる項目を「プリンシプル」として整理し、各章の冒頭にそれぞれ記されている。

大学は、社会実装機会の最大化及び資金の好循環以外に、研究、教育、人材の育成など多岐にわたるミッションを有しており、プリンシプルの実際の活用については、大学のミッションのバランス及び案件ごとの性質等に応じて、大学自らの経営責任において判断されるものである。

プリンシプル 2-2-1 大学による権利持分の確保

○ 大学は、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環のために必要となる権利の確保を目指すこと。

- 大学が大学知財の創出に貢献した場合には、大学が大学知財の創出に係る技術的貢献度に基づく権利を確保し、社会実装に向けた取組みを実施することで、大学知財の社会実装機会の最大化が期待される。共同研究先単独帰属とした場合、当該共同研究先が事業化しないと大学知財が社会実装されない可能性がある。
- 共同研究先以外の事業化主体による事業化が見込まれない等の特別の事情がある場合には、社会実装機会の最大化のために大学が権利持分を保持し続ける必要性は低く、大学の権利持分を共同研究先に譲渡することも考えられる。

プリンシプル 2-2-2 共同研究先による大学知財の社会実装と大学と共同研究先の間の情報共有

○ 大学は、共同研究先との契約において、以下を明記することを目指すこと。

- 契約で定める期間内に共同研究先が大学知財の社会実装に向けた具体的な目標を達成すべきこと。
- 大学と共同研究先は、共同研究先による社会実装の状況又はその準備状況を把握するために必要な限度において、情報共有を行うべきこと。
- 大学は、共同研究先に対して社会実装に向け可能な協力を行うこと。

- 契約で定める期間内に共同研究先が大学知財の社会実装に向けた具体的な目標を定めることで、共同研究先による社会実装を促進する趣旨である。比較的短期間（例えば3年から5年）の期間内に達成すべき目標を定め、その達成状況等により次の期間への移行を判断するフェーズゲートの考え方を導入したものである。社会実装まで長期間を要する基礎研究等も考慮したものである。
- 大学と共同研究先との間で共同研究先による社会実装の状況を共有し、大学が上記契約で定める期間内の目標の達成状況を把握できるようにする趣旨である。秘匿性の高い情報が含まれ得ることから、大学は、必要最低限の情報を求めることに努め、共有された情報を厳格に管理する。
- 大学は、大学知財の社会実装を共同研究先に任せきりにせず、大学の研究者の知見やノウハウの提供等、社会実装に向け可能な協力を行う。大学と共同研究先とが協調して社会実装を進めることが望ましい。

プリンシプル2－2－3 大学による第三者への実施許諾権限の確保（事業分野毎の実施許諾）

- 大学は、共同研究先の事業への影響に配慮しつつ、共同研究先が実施を予定している事業分野にとらわれず広い権利範囲の確保を目指すこと。
 - 大学は、共同研究先が実施を予定している事業分野以外の事業分野について、共同研究先が将来事業を行う可能性に対する配慮措置も講じつつ、第三者に実施許諾する権限の確保を目指すこと。
- 社会実装機会の最大化の観点からは、大学知財を活用できる事業分野は多い方が好ましいため、大学は、共同研究先が実施を予定している事業分野にとらわれず、広い権利範囲の確保を目指すことが望ましい。特許出願であれば、出願前の発明の上位概念化や実施例の追加等により、カバーできる事業分野を広げることが望ましい。一方、過度に広い権利範囲を追求することは出願の遅延等にもつながるため、大学は、共同研究先の事業への影響にも配慮しつつ、対応することが好ましい。
 - 社会実装機会の最大化の観点からは、共同研究先が実施を予定している事業分野以外の事業分野では、大学が第三者に実施許諾する権限を確保することが望ましい。一方、共同研究先が将来事業を行う可能性に対する配慮措置を講ずることも重要である。本ガイドラインでは、配慮措置の例として、オプション権及びRight of First Refusalを掲載した。

プリンシプル2－2－4 大学による第三者への実施許諾権限の確保（共同研究先が社会実装しない場合）

○ 大学は、共同研究先との信頼関係及び意思疎通の下、共同研究先が契約で定める期間内に社会実装に向けた具体的な目標を正当な理由なく達成していないと判断した場合は、大学の判断で第三者に実施許諾できる権限の確保を目指すこと。

- ・ 契約で定める期間内に共同研究先が大学知財の社会実装に向けた具体的な目標を達成せず、かつ、達成していないことについて正当な理由がない場合に、大学がそれを看過していると、大学知財の社会実装機会が失われる可能性が高い。これを防ぐため、大学は、大学の判断で第三者に実施許諾できる権限の確保を目指すべきである。
- ・ 大学は、共同研究先との信頼関係の下、共同研究先と意思疎通した上で、正当な理由の有無を判断することが望ましい。

「正当な理由」と認めるべきと考えられる例（本ガイドラインから一部抜粋）

- ・ 契約で定める期間の開始時点では予測し得なかったやむを得ない事情により社会実装に向けて必要な研究開発に遅延が生じた、又は、当該研究開発が実施できなかったと認められる場合。やむを得ない事情としては、対象となる大学知財に予測し得ない技術上や安全上の課題が事後的に発覚し、それに伴い新たな研究開発に注力する必要性が生じた場合や、戦災や天変地異等の影響により社会実装に向けて必要な研究開発に必要な資機材の調達が困難となった場合のほか、社会実装に向けて必要な研究開発の実施に対する社会的な受容が得られなかった場合等が考えられる。
- ・ 共同研究成果が、共同研究先が現に実施している又は具体的に予定している事業で採用されている技術に対する代替的な手段等を提供するものである場合であって、共同研究成果に係る知財について第三者に実施許諾した場合、共同研究先の当該事業における競争優位性が阻害されると認められる場合。

「正当な理由」と認めるべきでないと考えられる例（本ガイドラインから一部抜粋）

- ・ 具体的な事業の予定がないにもかかわらず、将来事業化する予定がゼロではないことを理由として、共同研究先が独占的な実施権限等の確保を求める場合。
- ・ 専ら他者が実施権限等を取得するのを防ぐために共同研究先が自身の独占的な実施権限等の確保を求めているものの、共同研究先が現に実施している又は具体的に実施を予定している事業の競争優位性確保のために当該大学知財の独占的な実施権限の保持が必要であると認められない場合。

プリンシプル2－2－5 紛争解決手続

○ 大学は、プリンシプル2－2－1の大学知財の権利の帰属、プリンシプル2－2－4の共同研究先が社会実装していないことについての正当な理由の有無等について共同研究先との間で見解の相違が生じた場合の紛争解決手続について、共同研究先との間であらかじめ契約で明記しておくこと。

- 共同研究成果の権利帰属や契約で定める期間内に目標が達成されなかった場合の正当な理由の有無等を巡って、大学と共同研究先との間で見解の相違が発生する場合も考えられる。そのような場合に備えて、共同研究先と議論の上、紛争解決手続を共同研究契約においてあらかじめ定めておくことが望ましい。
- 本ガイドラインでは、紛争解決手続の例として、知財ライセンスの専門家から構成されるパネルの活用、調停、ADR機関の活用を掲載した。

大学知財ガバナンスガイドラインの掲載先

政策会議

[▲ トップページへ](#)

[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [知的財産戦略本部](#) > [大学知財ガバナンスに関する検討会](#) > 大学知財ガバナンスガイドライン

大学知財ガバナンスガイドライン

大学知財ガバナンスに関する検討会での議論を踏まえ、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、「大学知財ガバナンスガイドライン（大学知財GGL）」（2023年3月29日公表）を取りまとめました。大学知財GGLは、大学が有する多くのミッションの中でも、大学の知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要となる、大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方を示すものであり、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の附属資料として、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」と一体として大学において活用されることが期待されます。

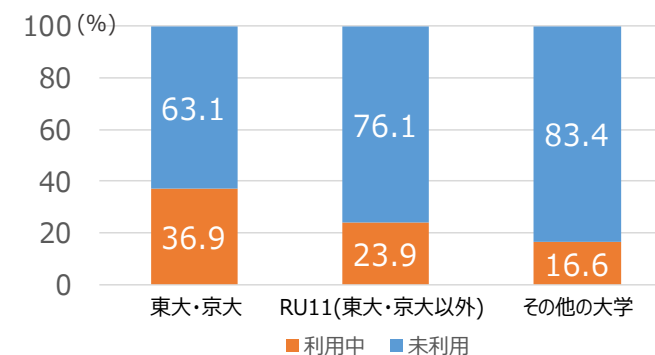
資料

- [大学知財ガバナンスガイドライン（PDF形式／2,386KB）](#) 
- [大学知財ガバナンスガイドライン概要資料（PDF形式／1,356KB）](#) 



大学知財ガバナンスガイドライン（現状と課題・今後の予定）

- ◆ イノベーションの促進には、**スタートアップが大学の優れた研究成果としての知財を活用し、機動的かつスピーディーに事業化につなげる環境を整備**することが必要。
- ◆ しかし、大学の研究成果としての知財は十分に活用されているとは言い難い状況。
- ◆ 「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理するなどの対応を実施する。



(出典) 文部科学省「令和2年度大学等における産学連携等実施状況について」に基づき
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

大学保有特許の利用状況

現状と課題

- 大学知財ガバナンスガイドラインを全国の対象大学に浸透させるため、**産学連携関連や知財関連の様々な会議体・学会・イベントで講演やパネルディスカッション等を実施（約20回）**。
- 大学関係者等と**意見交換を実施、以下のような意見や要望**が出された。
（例）当該ガイドラインのプリンシプルの実践に向けた好事例及びその成功要因の共有
当該ガイドラインの趣旨から外れた硬直的な契約交渉の緩和
大学研究者の転退職時の知財の取扱い

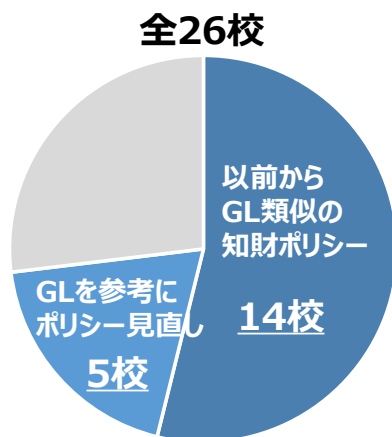
今後の予定（方向性）

- 大学知財ガバナンスガイドラインに関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、当該**ガイドラインを踏まえた知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理**。
- 大学知財ガバナンスガイドラインのプリンシプルの**実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表**。

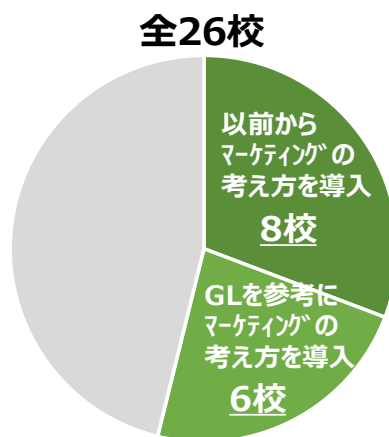
大学知財ガバナンスガイドラインの効果

- 多くの大学が大学知財ガバナンスガイドラインを参考に知財ガバナンスの見直しに着手
- 大学知財ガバナンスガイドラインによる具体的な変化・効果が出始めている

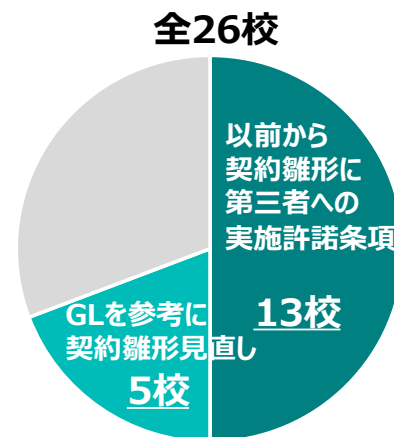
大学知財の基本的な考え方



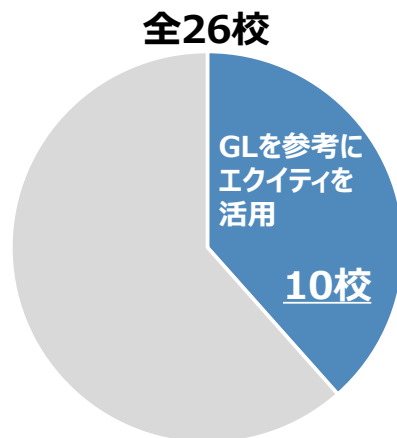
マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント



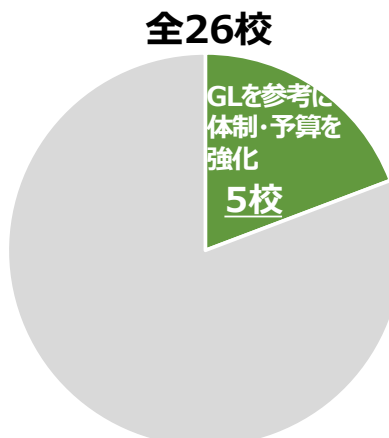
共同研究に係る知財の権利帰属と実施権限



スタートアップのエクイティ



大学知財ガバナンスの体制・予算



成功事例

- 共同研究先との良好な関係を維持しつつ、共同研究成果を基にしたスタートアップ設立に成功した事例
- 共同研究先との良好な関係を維持しつつ、共同研究先の非事業領域について第三者への実施許諾に成功した事例

大学知財ガバナンスガイドラインに関する意見交換の結果概要

- ・ 大学・研究者・企業それぞれとの意見交換の結果を以下のように整理
- ・ 好事例や成功要因の共有や、硬直的な契約交渉事例への対応を望む意見が多い

	意見・要望	意見元		
		大学	研究者	企業
全般	・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」の効果検証の継続	○		○
	・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」の趣旨や意図を正確に理解頂くための説明資料や説明動画の整備	○		○
マーケティングに基づく 一貫通貫の知財マネジメント	・ 研究成果の社会実装につながる企業（含 海外企業）の紹介を含めた支援の提供	○	○	
共同研究に係る知財の 権利帰属と実施権限	・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」のプリンシプルの実践に向けた 好事例及びその成功要因の共有 、その他の必要な施策の検討	○	○	○
	・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」の趣旨から外れた、 硬直的な契約交渉の緩和 （大学発スタートアップとその他一般企業への実施許諾を区別する場合等を含む）			○
スタートアップのエクイティ	・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」等による対応方法の周知	○	○	
大学知財ガバナンスの 体制・予算	・ 各大学における人材・予算の不足への対応手段の検討	○		

以下、参考資料 その他のプリンシプル等

知財ガバナンスの方針策定（詳細は本ガイドライン3.1及び3.2参照）

プリンシプル1－1 大学知財に関する基本的な考え方の整理（詳細は本ガイドライン3.1参照）

- 大学は、研究成果たる大学知財の保護・管理・活用のための仕組みを構築し、大学知財イノベーションエコシステムにおける社会実装機会の最大化及び資金の好循環を目指すための、大学知財に関する基本的な考え方を整理すること。

- ・ 大学知財イノベーションエコシステム全体で社会実装機会の最大化及び資金の好循環を目指すためには、大学知財に関する基本的な考え方、例えば、その大学における大学知財の意義（その大学にとって大学知財はどのような役割を持っているのか、その大学は大学知財をどのように活用するのか等）を明確化することで、大学知財イノベーションエコシステムに参画するステークホルダーが大学知財を実施しやすくすることが望ましい。既に明確化済みの場合には、必要に応じて、社会実装機会の最大化及び資金の好循環の観点から見直しや改定を検討することも一案である。

プリンシプル1－2 ステークホルダーに対するインセンティブ施策等（詳細は本ガイドライン3.2参照）

- 大学は、大学知財イノベーションエコシステムによる大学知財の社会実装機会の最大化に向けた行動を促すための、学外ステークホルダーに対するインセンティブ施策、コミュニケーション施策、及び、学内ステークホルダーに対するインセンティブ施策を講ずるとともに、学内ガバナンスルールを設定すること。

- ・ 大学は、大学が提供可能なインセンティブ^{*1}を与えることで、学外ステークホルダーを大学知財イノベーションエコシステムに誘引し、大学知財イノベーションエコシステムを発展させることが可能となる。また、学外ステークホルダーとコミュニケーション^{*2}を図ることも大学知財イノベーションエコシステムの発展に有効である。更に、学内ステークホルダーへのインセンティブ施策^{*3}と学内ガバナンスルールの設定も、大学知財イノベーションエコシステムの発展に有効である。これらにより、大学知財イノベーションエコシステム全体で大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を図ることが期待される。

*1 例：スタートアップや既存企業への知財ライセンス、スタートアップへの研究施設や教育プログラムの提供等。

*2 例：大学による大学知財に関する基本的な考え方の開示等。知財IRを含む。

*3 例：社会実装に結び付いた優良発明を創出した者、創出された発明の社会実装に貢献した者の評価や表彰等。

プリンシプル2－3－1 スタートアップのエクイティ引受けの積極検討

- 社会実装機会の最大化及び資金好循環のために、大学は、適切と判断する事案について、ライセンスの対価として、スタートアップの株式・新株予約権（エクイティ）を選択肢として積極的に検討すること。

プリンシプル2－3－2 スタートアップのエクイティ引受け時の留意点

- 大学がライセンス対価としてエクイティの引受けを検討する際には、ライセンス先のスタートアップの資力に加えて、スタートアップへの貢献による企業成長を通じた将来の企業価値を踏まえて判断すること。

プリンシプル2－3－3 エクイティ数量に関する留意点

- エクイティの数量を検討する際には、大学は、スタートアップの資本政策上の制約を認識した上で、合理的な論拠に基づき、スタートアップと交渉すること。

- 大学自身にとって、スタートアップのエクイティを蓄積すれば、その中からバリューアップする資産が出てくる可能性があることも踏まえ、資金の好循環の経営面からも適切な事案については、ライセンスの対価としてスタートアップのエクイティを積極的に引き受ける姿勢が求められる。
- 大学として、エクイティを引き受けるか否か検討する際には、ライセンス先のスタートアップの事情（現金による支払を免除・軽減することが必要か）だけでなく、大学の事情（スタートアップの事業成長にどのような貢献^{*1}が可能か、スタートアップの事業成長を阻害せず大学からスタートアップへの貢献インセンティブとして十分な対価設計が可能か、対価の回収がどの程度見込めるか）も踏まえた総合的な判断が重要である。
- ライセンス対価として新株予約権を引き受ける場合、スタートアップが新株予約権を発行するには投資家の承諾が必要であり、スタートアップが自由に新株予約権を発行できるわけではない点を大学は理解しておくことが求められる。また、大学は、スタートアップに対して、新株予約権の数量についての合理的な理由を説明するとともに、必要に応じてスタートアップが投資家から承諾を得る際に協力することが望ましい。

^{*1} 例：特許・ノウハウ・データ等のライセンスに加え、スタートアップとの新たな共同研究の実施、大学の研究者による技術指導等。インキュベーション施設やギャップファンドの提供等。

プリンシプル2－3－1 スタートアップのエクイティ引受けの積極検討

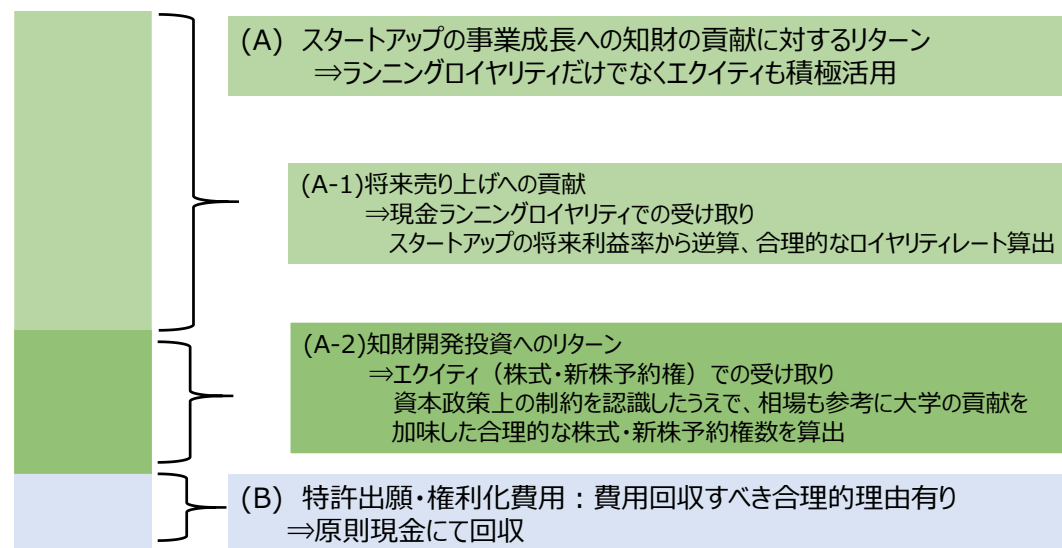
- 社会実装機会の最大化及び資金好循環のために、大学は、適切と判断する事案について、ライセンスの対価として、スタートアップの株式・新株予約権（エクイティ）を選択肢として積極的に検討すること。

プリンシプル2－3－2 スタートアップのエクイティ引受け時の留意点

- 大学がライセンス対価としてエクイティの引受けを検討する際には、ライセンス先のスタートアップの資力に加えて、スタートアップへの貢献による企業成長を通じた将来の企業価値を踏まえて判断すること。

プリンシプル2－3－3 エクイティ数量に関する留意点

- エクイティの数量を検討する際には、大学は、スタートアップの資本政策上の制約を認識した上で、合理的な論拠に基づき、スタートアップと交渉すること。



スタートアップへのライセンス対価の考え方

知財マネジメントのプロセス管理④ 特許の質の管理（詳細は本ガイドライン4.4参照）

プリンシプル2-4-1 事業化を見据えた質の高い特許権の取得

- 出願前のアイデア段階から、将来の事業化主体候補を探索し、その意見を聞く、又は、ベンチャーキャピタル等に意見を聞くことにより、事業化を見据えた質の高い特許権の取得を目指すこと。

プリンシプル2-4-2 広い権利範囲の確保

- 大学は、共同研究先が実施を予定している事業分野にとらわれず、広い権利範囲を確保することを目指すこと。

プリンシプル2-4-3 フェーズゲート管理による特許ポートフォリオ管理

- 出願・権利化・維持の手続において、フェーズゲート管理を実施し、特許の選別を行うとともに、事業に資する特許ポートフォリオを構築すること。

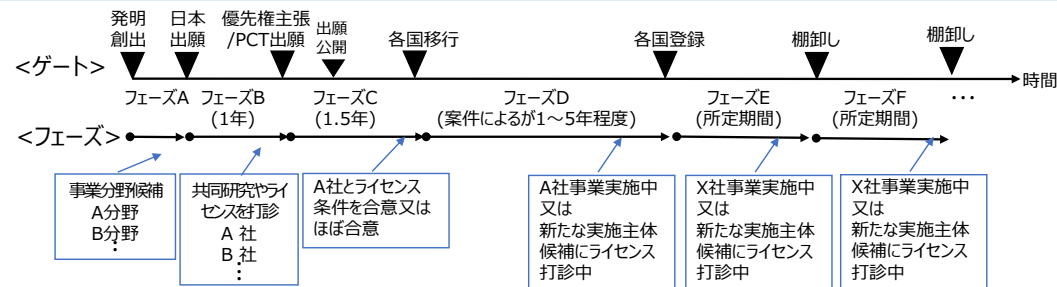
プリンシプル2-4-4 適切な人材による発明の評価

- 発明の評価においては、客観的な基準に基づき、特許性と市場性を判断するとともに、特許請求の範囲の最適性を評価すること。その能力を持つ適切な人材を配置すること。

プリンシプル2-4-5 大学と共同研究先による権利内容の検討

- 共同研究から生み出された発明を大学が単独で特許出願、又は、共同研究先と共同で特許出願する場合については、権利内容の検討を共同研究先任せにせず、大学は、共同研究先とともに権利内容を検討すること。

・ 大学が、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環に向けた知財マネジメントを推進していくためには、大学から生み出される発明に関する特許の質を向上し、維持する必要がある。そのためには、出願前のアイデア段階から、ベンチャーキャピタルに意見を聞くなどして応用可能な分野を探索して共同研究先やライセンス先候補を探し始めることが望ましい。また、特許法が定める出願・権利化の手続におけるマイルストーンに応じてフェーズゲート管理を実施し、特許出願・特許権の選別を行っていくことが、事業に資する特許ポートフォリオの構築のために重要である。フェーズゲート管理においては、発明評価を特許性と市場性に基づいて適切に実施する必要がある。共同研究においては、共同研究先企業等が想定している事業分野以外への展開可能性に目を向けることも重要であり、大学は、企業側の検討結果を再検討することが望ましい。



フェーズゲート管理

プリンシプル3－1 大学の知財ガバナンスの徹底

- 大学は、3章及び4章に記載したプリンシプルに基づいて知財マネジメントプロセスの管理・監督を実現するため、その責任者である大学知財ガバナンスリーダーを設置して大学の知財ガバナンスを徹底すること。

プリンシプル3－2 大学知財ガバナンスリーダーの人材要件

- 大学知財ガバナンスリーダーは、大学の知財ガバナンス改革をリードするリーダーシップ、関係者を巻き込むコミュニケーション力に加えて、スタートアップビジネスを含む幅広いビジネスリテラシーを備えること。

プリンシプル3－3 大学知財ガバナンスリーダーの役割

- 大学知財ガバナンスリーダーは、3章及び4章に記載したプリンシプルに基づいて業務設計を行うこと。大学知財ガバナンスリーダーは、マーケティング専門家^{*1}及び法務・知財専門家^{*2}等からの助言を参考に意思決定を行い、業務を管理すること。

- ・ 知財マネジメントの責任や権限の所在が不明確な場合も見受けられる。そのような場合には、3章及び4章に記載したプリンシプルに基づいて知財マネジメントプロセスの管理・監督を実現することも困難であることから、大学知財ガバナンスリーダーを大学の知財ガバナンスの責任者として設置して大学の知財ガバナンスを徹底することが重要である。
- ・ 大学の知財ガバナンスの意思決定には専門知識が必要となるため、大学知財ガバナンスリーダーがマーケティング専門家及び法務・知財専門家から助言を参考に意思決定することが重要である。
- ・ 本ガイドラインでは、大学の知財ガバナンスの類型として、①学内完結型、②外部TLO（一体型）、③外部TLO（広域TLO）の3類型について記載した。大学は、類型ごとのメリットとデメリットを検討の上で、大学知財ガバナンスリーダーを支えるチーム体制としてどのような体制が最適か検討することが望ましい。
- ・ 大学知財ガバナンスリーダーの下には、その支援の下で実動を担当する学内実動人材^{*3}を置き、大学知財ガバナンスリーダーを実動面からサポートできる体制を構築することが望ましい。

^{*1} 有期ポストとしたり、ローテーションで頻繁に担当者が変わることは望ましくない。研究者及び企業とのコミュニケーション能力や営業能力が必要。法務・知財専門家や企業の知財部出身者が必ずしも適任とは言えない点に要注意。

^{*2} 必要な専門的知識と経験を備えていることが重要。学内に人材を確保することは必須ではなく、外部の専門家に業務委託することも選択肢。

^{*3} 有期ポストとしたり、ローテーションで数年ごとに変わることは望ましくない。次の学内知財ガバナンスリーダー候補にもなりうる人材が望ましい。外部TLO型の体制を採る場合には、広域TLOと学内の実動繋ぎ役としての役割も期待される。次の学内知財ガバナンスリーダー候補にもなりうる人材が望ましい。

プリンシプル 3 – 4 執行部の役割

○ 執行部は、大学知財ガバナンスリーダーが 3 章及び 4 章に記載した知財マネジメントプロセスの管理・監督を確実に実行できるよう、大学知財ガバナンスリーダーの活動を適切に支援・保証すること。

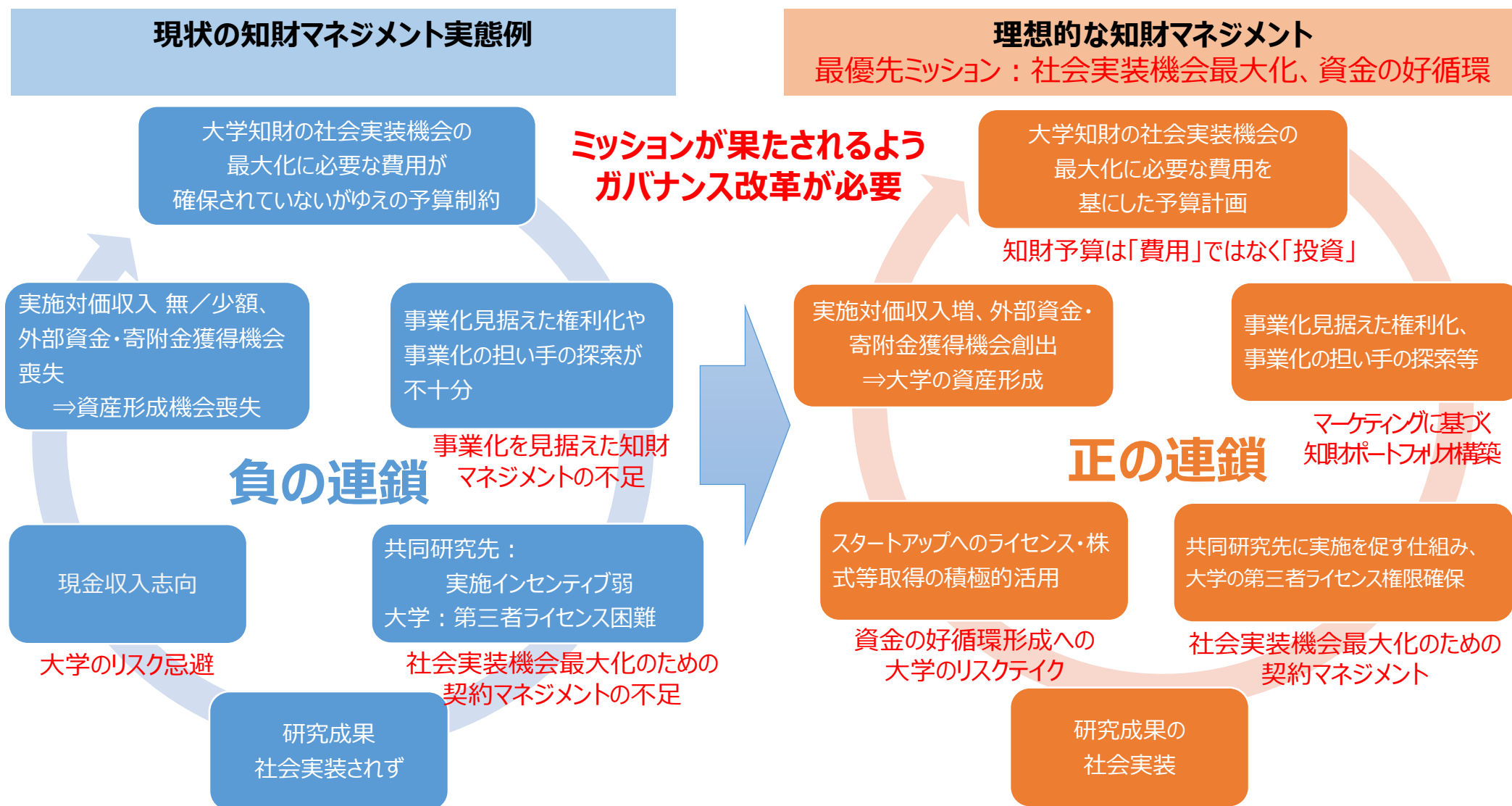
- 大学知財ガバナンスリーダーが大学の知財ガバナンスを変革するにあたり、学内の各部署からの反対も予想されるため、執行部が大学知財ガバナンスリーダーの活動を適切に支援・保証し、3 章及び 4 章に記載した知財マネジメントプロセスの管理・監督を確実に実行できるようにすることが重要である。

プリンシプル4 大学知財ガバナンスの予算計画

○ 3章から5章に記載したプリンシプルを達成するため、大学は、マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメントプロセスの実行及びその体制整備に必要な費用（変動費及び固定費）を基に予算計画を策定すること。

- 大学は、3章から5章に記載したプリンシプルを達成するために必要な予算計画を策定する必要がある。
- 予算計画は過去の費用のみを基に策定するのではなく、マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメントプロセスの実行及びその体制整備に必要な費用を基に策定する。特に、マーケティング機能の拡大や大学知財イノベーションエコシステム対応等、新しい活動に必要な変動費及び固定費を算出することが重要である。
- また、特許の場合には、市場規模、ライセンス候補先企業、過去のライセンス実績、該当テーマの特許出願状況、他大学の特許出願状況、等を踏まえ、将来的な活用可能性が高い特許に重点的に予算を充てる一方で、活用可能性が低い特許への投資は控える等、メリハリのある予算計画とすることが重要である。

現状の知財マネジメントの実態例と理想的な知財マネジメント



「大学知財ガバナンスに関する検討会」委員一覧

属性	名前	所属
大学改革	上山隆大	総合科学技術・イノベーション会議(CSTI) 常勤議員
	橋本和仁 【座長】	科学技術振興機構(JST) 理事長
大学 (産学連携)	飯田香緒里	東京医科歯科大学 副理事・統合イノベーション推進機構 教授
	大西晋嗣	九州大学学術研究・産学官連携本部 副理事(産学官民連携・知的財産担当)
	渡部俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
大学(TLO)	山本貴史	株式会社東京大学TLO 代表取締役社長
	西村訓弘	三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授
弁護士	増島雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	山本飛翔	法律事務所amaneku 代表弁護士・弁理士
会計士	江戸川泰路	EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー
スタートアップ	出雲充	株式会社ユーグレナ 代表取締役社長
	口石幸治	株式会社EXORPHIA 代表取締役社長
VC	木場 祥介	ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社 代表取締役パートナー
	本蔵俊彦	i-nest capital株式会社 パートナー
大企業	小河義美	株式会社ダイセル 代表取締役社長
	大田康雄	東洋紡 常務執行役員 イノベーション部門統括
	矢口敏昭	第一三共株式会社 知的財産部長 弁理士
	田中精一	コベルコ建機株式会社 企画本部新事業推進部新事業企画グループ長
中小	石原 稔	関東化学株式会社 知的財産部 特許情報室長 弁理士
団体	岩村有広	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事

※所属は2023年3月時点

令和6年度 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」 公募について

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部長（兼）研究事業部長（兼）経営企画部調査役
高見沢 志郎



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

1. 公募要領について

事業創設の背景と事業の趣旨・目的ですので、しっかり確認してください。

1. 基本的な考え方(抜粋)

近年、我が国の研究力の低下が指摘されている中、日本全体の研究力を向上させ、新たな価値創造を促進していくためには、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学(以下「地域中核・特色ある研究大学」という。)など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化していくことが重要である。(中略)

これを踏まえ、国際卓越研究大学と、地域中核・特色ある研究大学(①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、研究力を活かして地域課題解決をリードする機能:これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学)が、相乗的・相補的な連携により共に発展するスキームの構築が必要不可欠となっている。

上記の目的を実現するためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていけるよう、**特定の強い分野の拠点等の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究力の強化を通じて研究大学群として発展していくことが重要である。**

また、日本の研究力を牽引する研究大学群の構成に当たっては、**個々の大学が有する研究力の特色や強みを踏まえた大胆かつ実効的な改革によって、学内の他の組織等に研究力強化の効果を波及させる取組が必要である。**

本事業では、強みや特色ある研究、社会実装の拠点等を有する国公立大学を対象として、当該大学が、**研究力の飛躍的向上に向けて10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るためのプロセスを構想し、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフト双方の環境構築の取組を支援する。**

2. 本事業の支援内容等

(1) 支援対象

○支援対象は国公立大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学をいう。なお、国際卓越研究大学及び国際卓越研究大学の公募に申請中の大学は除く。)とする。提案大学としての本事業への申請は、1大学当たり1件とし、他機関とともに申請する場合には、以下の①提案大学に、②連携機関を加えるものとする。

①提案大学: 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点(世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)や共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの)等を有する国公立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学(令和5年度に本事業に提案大学として申請し、採択された大学は除く。)

②連携機関

- ・連携大学: 大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学(大学共同利用機関を含む。)
- ・参画機関: 本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等(国際卓越研究大学及び国際卓越研究大学の公募に申請中の大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校、公設試験研究機関等を含む。)

申請手続きを含め、すべての手続は提案大学を通じて行います。

○提案大学が連携機関と大学間連携を行う場合には、連携を行うこと自体が目的ではないことに留意し、提案大学は、日本を牽引する研究大学群の一翼を担っていくことを意識して、自らの機能ごとの現状及び10年後の研究力が向上した大学ビジョンを踏まえ、その実現に当たって大学ごとに何を強化し、**学内において不足しているリソースや課題をどのような大学と連携することで補完できるか**の明確な戦略を策定した上で連携を行うこと。その際、他機関との連携等を通じて自大学の強みを更に発展させることが必要であり、単なる他機関との共同研究の推進でなく、戦略性や一定の規模感を備えた連携効果が高い方策を立て、戦略を実行するための取組を推進していくこと。

3. 申請について

(4) 連携機関がある場合における提案大学の役割

○提案大学は責任機関として全体を統括し、振興会との間における一連の事務の実施に当たっては、各大学を代表して行うこと。

2. 本事業の支援内容等

(2) 支援経費

○提案大学が策定した研究力の向上戦略の実現に必要な経費(1件当たり最大55億円程度)※1

(A) 戦略的実行経費

(研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の person 費、研究者の person 費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費)
最大25億円程度※2／件

(B) 研究設備等整備経費

(研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務DX(デジタル・トランスフォーメーション)や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等)
最大30億円程度※3／件

経費A又は経費Bのそれぞれにおける費目間の流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ50%の範囲内であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができます。

- ※1: 提案大学が作成する毎年度の計画に従って支給することを基本とするが、本経費は基金助成金であることから、交付決定額の範囲内での当該年度の使用額は変更可能とする(事業の進捗に応じた前倒し使用や、繰越し手続きなく翌年度への繰越しが可能)。
- ※2: 「(A) 戦略的実行経費」については、1件1年当たり5億円程度で最長5年間の支援を想定しているが、大学や取組の規模等も異なることから、申請額は1件1年当たり5億円程度や1件当たり総額25億円程度などと画一にするのではなく、大学や取組の規模等に応じて設定すること。
- ※3: 「(B) 研究設備等整備経費」については、連携大学に設備を設置する場合には、連携大学ごとの支援上限額を15億円とする。また、特定の大学が複数の提案に連携大学として参画することで、提案大学以上に「(B) 研究設備等整備経費」が支援されることがないよう、複数の提案に参画する場合においても、連携大学としての1大学への支援金額の上限(令和5年度に連携大学として採択された場合には、その交付決定額と合算した支援金額の上限)は、15億円とする。

(3)事業期間等

○5年間とする。交付決定後、速やかに事業に着手すること。

(4)採択件数

○事業全体で最終的に最大25件程度（令和5年度に12件採択済）

(5)伴走支援・進捗管理

○文部科学省及び振興会は、我が国の研究力の向上の実現に向け、採択大学の戦略の実現に向けて伴走支援を行い、大学とともに取組を進めるものとする。また、それに当たって必要な進捗管理・評価も適切に実施する。その際、大学が評価疲れを起こさないように留意する。

○振興会は、伴走チームを設置し、採択大学が自ら設定した大学ビジョンの実現に向けて自らの責任で取組を進めることを原則として、採択大学が、設定したアウトプット・アウトカム指標達成のために効果的に取組を進められるよう、伴走チームにより必要な助言・提案等を行う。

※令和6年度公募における事業の開始時期は令和7年4月1日を想定しています。

9

公募要領(pp. 5～6)にある、「①戦略の検討に当たって」及び「②戦略の策定、及び戦略を実行するための取組の推進に当たって」は、申請内容の検討に当たって十分に踏まえてください。

3. 申請について

(3) 申請内容

○本事業は、研究活動そのものを支援する事業ではなく、地域中核・特色ある研究大学に向け、既に有する強みや特色ある研究力を核とし、大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張・戦略的活用を図るための、戦略的な経営を後押しする事業であることを踏まえ、本事業を活用してこそ達成できる内容を申請すること。その際、本公募要領の「1. 基本的な考え方」及び施設整備事業の事業審査委員会の総評を踏まえ、以下の事項について、十分留意すること。

① 戦略の検討に当たって(抜粋)

- ・日本の研究力を牽引する研究大学群の一翼を担っていくことを意識して、これまでの研究拠点の活動で何ができて何ができないかを分析した上で、十分な研究規模や実績を有する研究拠点の強みや特色を核とした取組の更なる発展や、学内や社会に新たな展開をもたらし、社会的インパクトを与えられるよう、どのような研究力の強化策が必要かの深掘りをする事
- ・強化したい研究分野や社会実装を目指すテーマにおけるベンチマークを明確化するとともに、強みが見える指標のみを自大学の都合に合わせて選択的に抽出するのではなく、客観的かつ多面的なアウトプット・アウトカム指標から徹底的に研究力を分析し、機能ごとにその実現に向けたロードマップ及びマイルストーンを設けること。
(後略)
- ・大学において地域課題解決を目指す場合、上記に加えて、地域の課題が何で、その中で優先的に取り組むべき事項を把握した上で、研究拠点の強みや特色をベースに地方自治体等との実効的な連携を通じた戦略を立案すること

【本事業の申請における、ベンチマークについて】

- **ベンチマークとは、国内外の世界で輝く特定の大学等の水準を目標値として設定することで、大学ビジョンを実現した際の到達基準を明確化するとともに、自大学の現状と比較することで、自大学の研究力や大学ビジョン実現に向けて克服すべき課題を分析し、取るべき方策を明確化するためのものです。**なお、ベンチマークとなる国内外の大学等の一つではなく、大学ビジョン実現に向けた取組や、実行するための体制毎に複数設定することも想定されます。

【本事業の申請における、アウトプット・アウトカム指標について】

- **アウトプット指標とは、大学ビジョン実現に向けた本事業における取組の活動目標や活動実績に当たるものであり、大学ビジョンを実現するために必要となる、事業の状況を把握できるデータや指標として設定してください。**また、**アウトカム指標とは、本事業における取組を実施して得られる成果目標に当たるものであり、本事業を通じて大学にもたらしたい「望ましい変化」の達成状況を評価できるデータや指標を設定してください。**
- **アウトプット指標はアウトカム指標と関連のあるものとし、「指標設定の考え方」欄にその関連及び当該指標を設定するに至った考え方が分かるように記載してください。**なお、指標の数は自由で、連携機関における指標を含めて設定できます。
- 「指標設定の考え方」欄には、指標が「10年後の大学ビジョン」の実現とどのように関連するのかを記載してください。また、**ベンチマークとなる国内外の大学等を明確にするとともに、そのベンチマークに照らして当該指標を設定した根拠を示してください。**

②戦略の策定、及び戦略を実行するための取組の推進に当たって(抜粋)

- ・コアとなる研究者やそれを取り巻く研究の厚み、これらを活かすガバナンスを通じて、**根拠ある 10 年程度先の将来予測の下に目指すべき大学ビジョンを描き、そこからのバックキャストにより、更なる研究の質の維持・発展**や外部資金の獲得、卓越した研究者及び支援人材の獲得等が可能となる戦略を立て、**戦略を実行するための取組を推進していくこと**
- ・特定の研究分野やセンターのみを中心とした研究力強化策だけでなく、これらの分野を強化しながら、**他分野や学内の他部門への成果の拡張、将来を担う若手人材の育成など波及効果を期待できる戦略を立て、戦略を実行するための取組を推進していくこと**(例:強みのある分野と他分野の融合研究の推進や強みのある分野での教員の人事・採用戦略の横展開等)
- ・大学間連携を行う場合には、大学ごとに何を強化するために、**学内に何が不足していて、それをどこと連携してどう補うと、どう強くなれるかといった明確な戦略性のもと、他機関との連携等を通じて自大学の強みを更に発展させることが必要であり、単なる他機関との共同研究の推進でなく、戦略性や一定の規模感を備えた連携効果が高い方策を立て、戦略を実行するための取組を推進していくこと**

○提案する研究力の向上戦略のプロセスを適時・適切に把握・改善することとしているため、「総合振興パッケージ」を踏まえた以下に示す例を参考としつつ、強化すべき機能の内容に応じたアウトプット及びアウトカムを測定する中長期的な指標を設定すること。その際、**指標については、特定のものに限定せず、本事業を活用してこそ達成できる高い目標とし、提案大学の研究力が向上した10年後の大学ビジョンを踏まえ、適切に設定を行うこと。**また、強化したい研究分野や社会実装を目指すテーマにおけるベンチマークを明確化するとともに、**強みが見える指標のみを自大学の都合に合わせて選択的に抽出するのではなく、客観的かつ多面的なアウトプット・アウトカム指標から徹底的に研究力を分析すること。**

アウトプット・アウトカムの設定は、取組内容に応じた適切な数を設定するとともに当該指標の設定に至った考え方を明確にしてください。

【①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能】

- Top10%論文数・率や国際共著論文数・率
- 論文の被引用数
- リサーチ・インパクトの状況(論文総数に占めるTop10%補正論文の割合、高インパクトジャーナルへの掲載割合等の多様な指標)
- 研究成果に関する記事掲載数 等

【②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能】

- 民間企業等との共同研究件数や共同研究費受入額(受託含む。)
- 「組織対組織」による大型共同研究の推進等による研究成果の社会実装数(既存企業への技術移転数、大学発スタートアップの創出数・外部資金調達額)
- 地球規模の課題解決に向けた国際的な活動への組織的な参画状況
- 海外機関との組織対組織の連携数
- スタートアップエコシステム形成による、海外からの投資額 等

- 【③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、研究力を活かして地域課題解決をリードする機能】
- 研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決の件数、地域課題解決型のプログラム実施件数
 - 地方自治体による大学の活動へのコミットメントの状況(大学との人事交流、大学と地方自治体との共同研究や地方自治体からの受託研究の状況等)
 - 第2創業の成功事例件数や地域需要創出型企業の創出数
 - 自治体との連携によって自治体の施策につながった件数
 - 地域課題解決のモデルケースを他の地域に応用した件数
 - 政策文書への反映数
 - 対象地域における雇用創出数
 - 対象地域におけるスタートアップ創出数
 - 対象地域の企業との共同研究件数・受入額
 - 一人当たり所得増減率
- 等

- 研究に専念できる時間の確保状況等の環境整備状況
- 世界の一線級の研究者との能動的な交流の状況(世界最先端の研究の参画につながる国際研究ネットワークの構築)
- 海外から依頼のあった招聘・交流の状況
- 研究力向上に向けた博士課程学生育成の取組状況
- 強みを有する特定分野の研究者(女性・若手・国際的に著名な研究者や留学生等、研究者や学生の多様性の観点を含む。)や博士課程学生の増加
- 競争的研究費獲得数・額
- 論文数の増加
- 研究の新規性、独創性を生み出すために講じた取組の状況
- URA・技術職員等の研究支援人材や産学官連携人材の育成状況
- 研究成果の社会実装に関する博士課程学生育成の取組状況
- 新しい価値の創造に向けた能動的なニーズ・シーズの探索状況
- 社会実装に向けた能動的なマッチングの取組状況
- ロイヤリティ収入増につながる知財の活用状況
- 知的財産収入額
- 海外機関との能動的な交流状況
- 国際的な活動に関するオープン・クローズ戦略の取組状況
- 起業のサポート状況、起業当初の事業運営状況
- 国際共同研究や産学官連携のネットワークの構築状況
- 自治体への能動的な働きかけ・交流・課題の把握・解決へ向けた取組の状況
- 地元企業等への能動的な働きかけ・交流・課題の把握・解決へ向けた取組の状況
- 地域課題の解決を始めとする様々な地域貢献に向けた博士課程学生育成の取組状況 等

短期的に測定可能な定量的・定性的アウトプットについても、中長期的なアウトプット・アウトカムを達成するために必要なプロセスを測定する指標として設定してください。

2. 審査要領について

Ⅱ. 審査の方法

本事業の審査は、「一次審査」「二次審査」の2段階により実施する。審査は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」（以下「事業推進委員会」という。）が実施する。

<審査の手順>

「一次審査」・・・「研究力の向上戦略」、「研究力向上計画」、「資金計画」及び「事業概要図」に基づき、事業推進委員会による書面審査によって行い、二次審査に諮る提案を選定する。

「二次審査」・・・二次審査対象大学が、「研究力の向上戦略」、「研究力向上計画」及び「資金計画」の内容を踏まえて作成するヒアリング資料に基づき、事業推進委員会によるヒアリングによって行う。振興会は、二次審査によって選定された提案を採択する。

なお、ヒアリングで確認できなかった事項を確認するため、必要に応じてサイトビジットを実施する。サイトビジットにおいては、当該提案に係る確認事項を事前にサイトビジット対象大学に送付し、意見交換等を行うこととする。

審査の観点は「研究力の向上戦略」の記載項目に沿って定めています。公募要領の「申請内容」、申請調書の記入要領とともに審査要領の「審査に当たっての観点」をよく読んで提案を検討してください。

Ⅲ. 審査に当たっての観点(一部のみ抜粋。必ず、全体を確認してください。)

1. 研究力の向上戦略について

(1) 研究力が向上した10年後の大学ビジョン

- ・ 客観的データを示しながら10年後に到達している姿を明確に示しているか。
- ・ 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を核とし、国内外において優位性を有したビジョンとなっているか。
- ・ 本事業による取組が特定の研究拠点に閉じておらず、他分野や学内の他部門への成果の拡張、将来を担う若手人材の育成等の波及効果を期待できる戦略として、全学的なものとなっているか。

(2)研究力が向上した 10 年後の大学ビジョンの実現に至るまでのプロセス

- ・ 10年後の大学ビジョンの実現に向けて、客観的かつ多面的なアウトプット・アウトカム指標から、これまでの研究拠点の活動で何ができて何ができないかを分析した上で、**解決すべき課題や解決策が明確となっているか。**
- ・ **日本の研究力を牽引する研究大学群の一翼を担うことを意識して、大学が有する研究力の特色や強みを踏まえた大胆かつ実効的な改革によって、学内の他の組織等に研究力強化の効果を波及させる全学的な取組になっているか。**
- ・ リソース配分や組織改革を推進させる取組になっているか。

(3)「研究力の向上戦略」を実行するための体制

- ・ 「研究力の向上戦略」を推進するために**必要なガバナンス体制が整備されていく状況が明確化されているか。**
- ・ 提案大学の強みや特色ある研究拠点等が、大学本部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動を行える運営マネジメントがなされることが明確化されているか。
- ・ 「研究力の向上戦略」の実行に当たって**必要な企業・地方自治体・国際機関等と実質的な連携が図られているか。**

(4)研究者及び研究支援人材の育成・採用・獲得

- ・ 世界で活躍できる研究者、博士課程学生を含む若手研究者及び研究支援人材について、実現可能性が認められ、かつ持続的な研究力の向上が見込める優れた人材育成・採用・獲得計画を有しているか。
- ・ 若手研究者及び研究支援人材の育成に向けた、大学院を含めた環境改善・向上の取組が適切なものとなっているか。

(5)強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等のこれまでの成果・実績

- ・ 特定の個人研究者のみに依存せず、まとまった研究者数や関連する研究支援者（URA等の研究マネジメント人材や研究装置等の利用について技術的支援を行う職員等の高度な専門職人材を含む。）数が確保されているか。
- ・ 提案大学の強みや特色ある研究拠点等が、「研究力の向上戦略」のビジョンを実現するために十分な研究成果や社会実装の実績を有しているか。
- ・ 実績を踏まえた大学の研究力の発展性(伸びしろ)が見込まれるか。

博士課程学生の育成や大学院の環境改善も審査の観点に含まれています。

(6) その他の実績及び関連事業の活用・連携効果

- ・ 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等以外にも本事業と関連する実績を有しているか。また、その実績が「研究力の向上戦略」の実現可能性を高めるものとなっているか。
- ・ 文部科学省のみならず他府省の事業を含めた他の事業等により培ってきた大学・地域の資源や強み・特色を活かす戦略となっているか、又はそれらの事業等も効果的・効率的に活用しながら 10 年後の大学ビジョンを実現する戦略となっており、発展性(伸びしろ)が十分に見込まれるか。

(7) アウトプット・アウトカムの設定

- ・ 本事業の取組により強化する機能の内容に応じた指標となっているか。
- ・ 世界的に見てベンチマークとなる国内外の大学等を明確化した上で自大学の研究力を分析し、選択した①・②・③の強化を図る機能ごとにマイルストーンとなる指標を設定しているか。
- ・ アウトプット・アウトカムの数値や内容が、短期的・中長期的また、定量的・定性的に測定可能な指標として、適切な設定となっているか。

2. 研究力向上計画について(抜粋)

【提案大学】(連携大学及び参画機関の計画を含む。)

「研究力の向上戦略」で示した10年後の大学ビジョン実現のための**具体的な5年間の計画**

- ・「研究力の向上戦略」の実現に向け、(中略)**更なる研究の質の発展や卓越した研究者及び研究支援人材の獲得**等が可能となる計画となっているか。
- ・研究者・研究支援人材等の育成・採用・獲得戦略が、**時間軸や人数等の定量的な内容**を含んでおり、研究力の向上のための仕組みとして戦略的かつ有効な計画となっているか。
- ・持続的な発展に向けた、**外部資金の獲得やリソースの再配分、組織改革の推進**が戦略的かつ有効な計画となっているか。
- ・**研究設備等の導入・更新・共用又は共同利用**について、戦略的かつ有効な計画となっているか。

【連携大学】**(1)「研究力の向上戦略」における役割及び取組内容**

- ・ 提案大学の示す「研究力の向上戦略」の実現に向け、効果的な役割及び取組内容となっているか。

(2)(複数の提案に参画している場合)他の提案における取組内容

- ・ 本提案と他の提案における取組内容が同一の内容となっていないか。

3. 資金計画について(抜粋)**(1) 研究力向上計画に基づく資金計画**

- ・ 取組内容に応じた妥当な資金計画となっているか。

(2) 持続的な展開に向けた本事業以外の経費の活用計画

- ・ 5年間の支援期間終了後の継続及び発展に向け、既存の経費の合理化及び活用計画が効果的か。
- ・ 5年間の支援期間終了後の継続及び発展に向け、妥当な外部資金の獲得計画となっているか。

3. 令和6年度公募における 申請調書様式の主要な変更点について

【変更点①】

昨年度は別々の様式として取り扱っていた「研究力の向上戦略」と「研究力向上計画（提案大学及び連携大学作成分）」について、様式を一本化しました。

「研究の向上戦略」と「研究力向上計画」（提案大学分）は合わせて8ページ以内とします。また、「研究力向上計画」（連携大学分）は、1大学当たり3ページ以内とします。

※「審査要領」（pp. 5～6）に記載のとおり、「研究力の向上戦略」及び「研究力向上計画（提案大学及び連携大学作成分）」・「資金計画」の審査に当たっては、各様式の記載を相互に確認しながら評価を行います。

【変更点②】

事業推進委員会からのコメント対応について、記入要領に追加しました。令和5年度公募へ申請を行った大学については、変更内容について明確に読み取れるように記載をお願いします。

「研究力の向上戦略」及び「研究力向上計画」は可能な限り内容の重複がないように記載してください。

4. スケジュール等について

4. 審査方法等

(5) 申請意思の表明

○申請件数等をあらかじめ把握しておくため、申請を希望する大学は令和6年6月24日(月)～令和6年6月28日(金)正午(厳守)までに以下のメールアドレス宛に「申請意思表明書」を提出し、申請の意思を表明すること。

宛先: 独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 大学経営支援課

メールアドレス: jsps-chukaku@jsps.go.jp

※「申請意思表明書」の様式、記入方法等については、「「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」書面審査に係る申請調書の作成・提出について(記入要領)」を参照すること。

5. その他留意事項

(5) 採択までのスケジュール(予定)

令和6年 7月29日(月)【正午】

8月上旬

令和7年 1月下旬

提出期限

審査開始

採択大学の決定(予定)

※審査の状況等により変更する場合がある。